

---

令和6年 第1回（定例）吉賀町議会会議録（第5日）

令和6年3月13日（水曜日）

---

議事日程（第5号）

令和6年3月13日 午前9時01分開議

- 日程第1 一般質問
1. 桜下 善博 議員
  2. 中田 元 議員
  3. 河村 隆行 議員
  4. 藤升 正夫 議員
  5. 村上 定陽 議員
  6. 大庭 澄人 議員
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 桜下 善博 議員
  2. 中田 元 議員
  3. 河村 隆行 議員
  4. 藤升 正夫 議員
  5. 村上 定陽 議員
  6. 大庭 澄人 議員
- 

出席議員（12名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 桜下 善博君  | 2番 村上 定陽君  |
| 3番 三浦 浩明君  | 4番 桑原 三平君  |
| 5番 河村由美子君  | 6番 松蔭 茂君   |
| 7番 河村 隆行君  | 8番 大庭 澄人君  |
| 9番 藤升 正夫君  | 10番 中田 元君  |
| 11番 庭田 英明君 | 12番 安永 友行君 |
- 

欠員（なし）

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名  
局長 増本 健治君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	中田 敦君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 竜也君
税務住民課長	山根 徳政君	保健福祉課長	中林知代枝君
医療対策課長	渡邊 栄治君	産業課長	堀田 雅和君
建設水道課長	早川 貢一君	柿木地域振興室長	深川 千恵君

---

午前9時01分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

#### 日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1番目の通告者、1番、桜下議員の発言を許します。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 改めまして、おはようございます。質問に先立ちまして、元日起きました能登地震で亡くなられた方の御冥福と、また被災に遭われた方の一日も早い日常生活が取り戻せますように、心からお祈りをいたしております。

それでは、早速、質間に移ります。5問質問させていただきます。適時、御答弁をお願いいたします。

まず1問目であります。最近、マスコミ等でもいろいろ出ておりますが、ハラスメントの調査、認定、処分についてということで質問をさせていただきます。

大変残念ながら、昨年、町内の施設におきまして、このことは新聞でも既に報道されておりますが、パワーハラスメントが発生しております。施設内で認定し、調査、関係者の処分も実施されております。このことに含めまして、仮に町内の関連施設でハラスメントが発生をしましたら、これにつきましては、どこが調査認定、施設内とは思うんですが、一般論としまして、どこが調

査認定、処分を決定するのか、そのことについて、まずハラスメントが町内でもなかなか今までありませんでしたが、このたび、こういうふうに発生をしましたことに鑑みて、このことについて、まず町長にお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日もどうかよろしくお願ひいたします。

それでは、桜下議員のハラスメントの調査、認定、処分についてということで、まず御答弁をさせていただきたいと思います。

仮に、町内の施設等でこうした事案が発生したらどうなるのかということでございます。

まずは、町の関連施設でハラスメントが発生した際に、調査、認定、処分の決定はどこかということの御質問でございますが、その施設の管理権限者、または任命権者の下で調査や認定が行われ、処分が決定されるということになります。

したがいまして、さきに報道されました、これは町内にあります施設でありまして、なおかつ、一部事務組合の施設でありますので、これにつきましては、その施設の中で、こうした調査、あるいはそれに基づく認定、処分が行われたということでございます。

それ以外の、例えば民間でということになりますと、それぞれの先ほど申し上げましたような任命権者、あるいは管理者の下で、こうしたことがとり行われるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 施設内でするということでございます。それが当然と思います。

このことは、個人情報等も絡んでおりますので、もう既に処分も決定しております。このことにつきましてはこれ以上触れませんが、ただ一つ私が懸念しておりますのは、この施設の管理責任であります町長の管理者責任というのが、いまだに示されておりません。これにつきましては、町長のほうから処分を発表されましたが、大変厳しい追及がありまして、町長は、この処分を撤回されておられます。そして、その後の状況を見てからということでありましたが、まだ、パワーハラの当事者、あるいは、ほかの方の処分は既に行っておりますが、管理者責任の管理者の町長の処分が、いまだに示されておりません。このことにつきまして町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回の案件につきましては、既に、先ほど申し上げましたように、新聞報道等で発表されておりまし、我々もその前段といたしましては、手続きに沿ってマスコミに對しての報道もさせていただいた。それが新聞、あるいはニュース等で報じられたということでございます。

もともとほかの団体のことでございますので、いかがなものかとは考えておりますが、こうし

た議会の場でもございますので、少しこの状況について、改めて説明をさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、町内にあります一部事務組合の施設でございますが、こちらにおきまして、パワーハラスメント事案が発生をいたしましたことから、その行為があったということを認定をした後に、昨年の12月の22日でございましたが、当該職員を懲戒処分とし、管理監督責任を問いまして、同組合の事務局長を文書訓告としたところでございました。

そのときに、管理者である私、それから副管理者等につきましても、給料の、これは施設としての給料ということでございますが、これについて3か月間の支給停止をするという案件を議案上程をさせていただきました。これにつきましては否決をされたということで、先ほど議員のほうが「撤回」という言葉もございましたが、撤回するまでもなく否決をされたということで、それは廃案になったということでございます。

こうしたことを受けまして、本事案によりまして退職した職員に対して、その後、手続きを経て、意向の確認をし、再度の任用決定をして、本年の2月の1日付で採用したところでございます。

その前段において、1月30日には、組合職員に対して、管理者として、このたびのハラスメント事案についての経過と、再度の任用により採用する職員の受け入れについて、報告とお願ひのための職員の説明会も開催をさせていただきました。

また、こういった事案を二度と発生をさせないためにも、職員への相談窓口設置等を盛り込んだハラスメントの防止等に関する要綱を作成いたしまして、先般、町が開催したハラスメントに関する職員研修に、組合職員を受講させる等の再発防止に向けた対策を強化しているところでございます。

再度の採用から、おおむね1か月半を経過しておりますが、再度の任用により、勤務している職員につきましては、支援員として、大きなトラブルもなく、現状では勤務していただいている状況でございます。

それから、管理者として、私としてのその処分の内容でございます。まずは、組合議会でも申し上げましたが、まず、事案の調査、精査をして、それを認定をした。そして、その処分をした。それから、任用を改めてさせていただいたということで、今、形としては元の形に戻っておりますけど、なかなかそれが直ちに元の状態に、職場としてなるかというと、なかなかそうはなりません。ですから、そのところを、少し時間はかかりますが、対応させていただいて、私といたしましては、しかるべきときに、私としての処分をさせていただきたい、その提案をさせていただきたいということでございます。

これは、一部事務組合でありますので、当然、そちらの一部事務組合の議会のほうに対して、

状況の説明をさせていただいたり、必要があれば議案の提示をさせていただくということで、今考えているところでございます。

現時点におきましては、まず元の形に戻っておりますが、職場は。それを少し時間をいただきながら、より働きやすい環境を整えていくということに、まず力を注いでいきたい。その上で、申し上げましたように、しかるべきときに、そうした内容の対応もさせていただく準備をしていくところでございます。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 様子を見て、しかるべきときに提出をするということでございました。

実は、今町長のほうから、再発防止策について、るるございましたが、パワハラ問題というのは、再発防止を施したからといって、簡単に元に戻るわけではありません。これは皆さん御存じだと思いますが、実は、私がこの質問をするということで、ケーブルテレビに載っておりましたが、この当該本人の方の身内の方が私のところに来られまして、本当に泣きながら、現状を話されました。私も、先ほど町長が言われましたが、実は当人の方は、本人の強い希望で復職をされておられます。本当に、めでたしめでたしということでありましたが、全くそうではありませんということがよく分かりました。私も、それは予定しておりました。

実は、復職と言いながら、職場関係は今までと全く変わっていないというのが現状であります。今、町長のほうから非常に明るい兆しの答弁がございましたが、それは表向きで、実は本当に職場環境は全く変わっていない、これが現状であります。

このパワーハラスメントの問題というのは、本当に根が深いというのが現状であります。本人が復職をされたからといって、これでめでたしめでたしでは、全くありません。むしろ悪化していると、その身内の方は申されておりました。私も本当にそのように思います。その方は復職をされまして、本当に明るく希望に燃えて仕事をされていることと私も思っておりましたが、そうでないということが分かりました。

本当にその方のこれからのことを考えますと、私は本当に厳しい状況だと思います。これは簡単に再発防止策をしたからといって、職場環境が変わるものではありません。処分も行われましたが、本当に処分だけで職場環境が変わるとも思っておりません。この会場に、管理者、副管理者、事務局長がおられます。復職をされた方は、本当に当人にとっては厳しい環境の中で生活のためにということで、本人は一切申していないということですが、身内から見たら、本当に涙ぐましい努力をされているということであります。

こういう状況を、改めて聞きまして、町長の所見をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 議員のほうから「復職」という発言がございましたが、制度的なこともありますて、我々といたしましては、「再度の任用」ということで認識しておりますので、その点を御理解をいただきたいと思います。

ハラスメントの防止につきましては、町のハラスメントの防止等に関する要綱にもありますように、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能力の発揮のため、男女共に働きやすい職場環境を確立することを目的として、ハラスメントの防止並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応することとしております。

その対応の際には、被害者を含む当事者にとって、適切かつ効果的な対応はないかという姿勢を常に持ちつつ、事態を悪化させないために、迅速な対応を心がけて、関係者のプライバシーや名誉、その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守しなければならないというふうに考えております。

本年度は、町内にあります2つの一部事務組合がございますが、こちらの組合職員にも、ハラスメントに関する基本的な事項や防止等について理解を深めていただくために、合同の職員研修会も開催をさせていただいて、まさに働きやすい職場、それから風通しのよい職場づくりの検討を進めておるところでございます。

こうした職場づくりを推進していくためにも、職員一人ひとりの公務員倫理やハラスメント等に関する基本的な事項、ハラスメントの防止、求められる役割についての知識、理解をより一層深めるためにも、必要な研修・対策、これは怠らずに進めてまいりたいというふうに思います。

御意見ありました、処分をしただけで職場環境は変わらない。当然であります。処分は処分でございます。あとは、本当時間がかかるかも分かりませんが、お互いの立場、気持ちを尊重しながら、職場環境の改善に努めていかなければならないかというふうに思っております。

これはほかの、いわゆる団体で起こった事案でございましたが、本当に我が事として、この役場の中でもそうした事案等が発生しないように対処していかなければならぬというふうに思つておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 町長の、我が事として対応するということをお聞きしました。これは、非常に個人情報が絡んでおりまして難しい内容でありますので、これ以上、触れませんが、再任用された方が将来に向けて明るく職場で一生懸命頑張されることを心から願っております。

次に、公民館長不在について質問させていただきます。

現在、七日市、六日市公民館の館長の不在の事態が続いております。六日市公民館につきましては、12月1日からということで、まだ日が浅いんですが、七日市公民館につきましては、館

長不在が長期にわたっております。

町長は、公約で施政方針にも述べられておりますが、公民館を拠点とした地域づくりということを施政方針の中でも述べられております。それだけ公民館を地域の拠点ということで重要視されておられます。

しかしながら、館長が不在ということで、一番の核となる館長が、特に七日市につきましては長期で不在であります。公募しても、なかなかいないということはよく理解をしておりますが、それにしても5館あるうちの2館が館長が不在、特に七日市は主事さんが社会教育士の資格を取られたということではあります、一人でやっておられます。およそ町長の公約から離れた活動であります。

私は、公募してもいないと再三言われておりますが、それであれば、例えば、教育長の中央公民館長が不在のところを兼務するとか、あるいは町の職員が一時的に館長代理をするとか、あるいは主事さんがおられますので、主事が館長に格上げするなど、そういうふうなことをやるべきだと思います。

七日市につきましては、総務委員会でヒアリングを行いましたが、本当に頑張っておられます。七日市どころか、ほかの5館の主事さんは、本当にそれぞれアイデアに富んで頑張っておられます。私は、この七日市と六日市に館長が不在ということは、やはり、よその館との公平もありますので、ぜひ、先ほど3つの提案をしましたが、町長の公約を果たすためにも、この館長不在について検討すべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目になります公民館長不在についてということでお答えをしたいと思います。

職員に欠員が生じております公民館につきましては、一刻も早く適した人材を配置できるように、関係者への相談や公募等の対応に努めていますが、難しさを感じている状況であります。社会教育法上、公民館職員の業務内容は、次のように整理をされております。

「館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。」、「主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。」、この条文からいたしましても、公民館運営における館長の存在は極めて重要なものであると認識しております。

館長が不在の期間につきましては、先ほど少しお話もございましたが、中央公民館長である教育長が兼務することとしておりますので、そのような対応をしているところでございます。

また、特に主事1名の体制となってしまっております七日市公民館につきましては、公民館担当者を中心に、派遣社会教育主事や地域人づくりコーディネーター、その他社会教育担当職員が、可能な限りの伴走支援に努めておるところでもあります。その中においては、現場で公民館職員

とともに業務に当たることは当然であるわけでございますが、期間限定であっても、當時、町職員を公民館に派遣することは、教育委員会の職務体制に強く影響があると考えられるために、現在は想定をしておりません。

加えて、主事の館長昇格についてでございますが、勤務形態が大きく異なることや処遇面などの法令上の制約がございまして、現在のままでは困難であると考えております。

しかしながら、将来的には、このようなケースも出てくるのではないかというような想像もしております、公民館長のあり方、主事のあり方については今後検討してまいりたいと思います。

私といたしましては、この職に就任をしたのが7年前でございますが、地域づくり、人づくりには、やはり公民館が、その拠点だということで常々思っております、所信表明、それから毎年行います施政方針の中でも、そのことを強く強調させていただいておるところでございます。

その思いの中で、公民館におきましては、主事の2人体制をぜひしたいということで、これにつきましても、一旦は全館そろったわけですが、いろいろな事情の中で、先ほど議員のほうからお話がありましたような状況になっているという状況でもございます。これを一刻も早く、元の状態にまさに戻すべく、これは当然、現場をあずかるのは教育委員会でございますが、今それに対しても日常的に汗をかいておるようでございますので、そこら辺りと連携をしながら、その対策を講じていきたいということを申し添えておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 3点を提案させていただきましたが、全てなかなか前向きな御回答はありませんでした。つまり、現状は変わらないということあります。本当に主事さんは頑張っておられますので、公募しても応募者がいないという現実はありますが、私は、一刻も早く、館長が不在の公民館はあるべきではないと思っておりますので、今町長の答弁を聞きましたが、非常になかなか前向きな答弁がありませんでしたので、残念ではありますが、公民館長が全てそういうような事態に早くなりますように希望しております。

それでは、3点目、離職者対応についてということで質問をさせていただきます。

これは何を指しているかといいますと、新病院に関する事であります。新病院発足につき、いろんな事情で離職をされた方が多数おられます。関係者にお話を聞きますと、約50人前後の方が、新病院に移行したために職をなくした、離職されたということが、現在、判明しております。

離職と簡単に言いますが、今まで毎月給料をもらっていた方が、3月1日以降はゼロであります。本当に非常に厳しい現状であります。この離職者の中には若い方が多数含まれております。特に、町外、県外から来られて六日市病院、石州会で一生懸命働いておられた方が多数含まれております。いろんな事情で、離職をされました、吉賀町から離れました、島根県から出ましたと

いう方が多数含まれております。私は、この新病院移行のために離職をされる方の対応について一般質問でもしております、また同僚議員も同じことを質問しております。

昨年の3月の定例会で、私は同じような質問をしました。町長は、離職者の再就職支援に向けて、このように述べられております。「新法人への雇用も含め、希望勤務地のハローワークの求人情報の把握や、また、場合によってはハローワークに協力をお願いする」と。また、「益田圏域」、もちろん町内も含まれておりますが、「医療介護施設の事業者へ、出かけて事情を説明し、雇用をお願いしたり最大限の努力をする」と町長は述べられております。

また、このようにも述べられております。「再就職の相談窓口を町が設ける」、「離職者の声を聞くことが大事で、石州会と相談し、病院内に設ける」と、そのことをはつきり述べられております。

この町長の発言で、私も現場の声を聞きましたが、どれだけ希望と将来に向けて、安心感、また、生活が何とかなるというふうに思ってどれだけ勇気づけられたか分かりませんという言葉を現場の方から多数聞いております。私も本当に離職をされた方について、町も真剣に考えてくれると思っておりました。

そういうふうに述べられておりますが、先日、同僚議員の質問に対しまして、具体的な人数をお聞きしましたが、回答がありませんでした。そこで、この一般質問で、町長は先ほど述べられたことに対して、具体的に、人数も含めて、50人近くの方が離職をされましたか、どういう支援をされたのか改めてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、離職者対応についてということで答弁をさせていただきます。

3月1日に、よしか病院が開設されておりますが、医師を含めて108名の方が、社会医療法人石州会から指定管理者となった医療法人大タクリ会で採用されております。内訳といたしましては、医師が2名、看護師が37名、介護福祉士が15名、理学療法士・作業療法士等のコ・メディカルが24名、事務職22名、社会福祉士等のその他の職種が8名というような状況でございます。

一方、カタクリ会の採用選考に応募されず、石州会を退職された方も多数おられるのも事実であります。様々な理由によりまして離職される判断をされたと考えております。

また、石州会側からの情報もなく、個人情報との関係から、その理由や人数等については、当方として把握することができなかつたということでございます。

昨年9月の一般質問の答弁、10月23日の議会説明会での石州会理事長による発言等もあつたところですが、第一義的には、石州会で雇用されておられた職員でありまして、法的には石州会の責任において再就職等の支援がなされるべきであります。

しかしながら、町としても10月6日には、職員相談窓口を設置し、石州会の職員から直接相談を受ける体制を整備して準備をしておったところでございます。

なお、町からできる支援といたしましては、ハローワークや町の無料職業紹介所等の公的機関へつなぐことなどが考えられますが、具体的に職員、あるいは石州会から再就職等の相談はなかったということでございます。

議員のほうから昨年3月の定例会での質疑の御紹介もございました。そのときに今議員がおっしゃられたようなことを私も答弁をしております。とりわけ、そのあっせんにつきましては、石州会のほうから何がしかの、やはり情報がないとできませんし、それから当事者、御本人さんにつきましても、相談に来られないと、そのあっせんもできないという状況でございまして、ハローワークにその協力のお願いをしたり、あるいは圏域の医療介護の事業所に出かけて、ぜひその再就職を御協力いただきたいというような準備もしておったところでございますが、先ほど申し上げましたように、石州会のほうからそうした情報の提供もございません。これは多分に、やはり個人情報に関わるということがあったんだとは思いますが、現実としてそうした情報が届いていなかつたということ、それから退職をされる、石州会六日市病院から離れるという決断をされた方の御相談も実質的にはなかつたということありますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 相談窓口は、情報がなかつたので設置されなかつたのか、それとも設置をしたが、窓口を利用する方はいなかつたのか、どちらでしようか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 答弁させていただいたように、相談窓口を設置をいたしましたが、そうした情報も入ってこない、相談をされる方もなかつたということでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 関係者の現場の声も聞きましたが、そのことが本当に職員の皆様に、どこまで行き渡っていたか、大変不明だと思います。今、町長は窓口を設置をしたと、病院内に設置をしたと言われましたが、相談がないぐらい、本当に仕事を離れることについて深刻なんですが、窓口を設置したのにもかかわらず相談がなかつたというのは、これは明らかに私は皆さんに対しての周知不足、あるいは、もっと詳しく、本当に親身になってるべきだったと思います。

これは私が言っているのではなくて、病院を辞職された方が、そういうことさえ知らなかつたという方も多数聞いております。恐らく町長は、「設置をしたが、利用者がなかつた」と言われておりますが、そのとおりかも分かりませんが、私はもう少し親身になって、仕事を辞められる

方、給料がなくなる方を、確かに責任は石州会にあります。このことは何度も質問しましたが、雇用している石州会が対応すべきだということは聞いておりますが、しかし町としても、町長が言わわれておりますので、私はもう少し、いわゆる先日の同僚議員の質問でも、対応したけど何人対応したかということを質問したときに、「一人もいなかった」と、つまり一人も対応していないという答弁をされておりますが、今の町長の答弁で、相談窓口をつくったが誰一人利用しなかったと、そういうことだと思いますが、本当にそうでしょうか。

私は、もう少し本当に親身になって、特に離職される方は高齢者が多いんです。しかも女性が多く、その家庭の中心な方が多いです。その方が、新病院に移行ということで仕事を離れる、仕事がなくなる、本当に深刻な思いだったと思います。もう既に新病院が立ち上がっていまして活動しておりますので、なかなか言いにくいのですが、そういう本当に離職をして大変な思いをされている方も多数おられるということをしっかり胸に受け止めていただきたいと思います。

予想はしておりましたが、相談窓口を設置したが、誰一人来なかつたと、応募がなかつたと、このことを聞いたら、本当に辞められた方は、どんな思いで、このケーブルテレビを見られて、どんな思いでおられるか、私は想像をします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 誤解があつてはいけませんので繰り返して申し上げますけど、まず相談窓口につきましては、石州会のほうと、それから医療対策課、行政のほうとで相談をさせていただいて、結果的には、先日までこの役場の2階にありました医療対策課のほうへ相談窓口を設置しておりました。そして、その周知につきましては、石州会のほうを通じて、そうした職員に対しての周知をお願いしたいということは要請をしておったところでございます。

それから、実績がないということ、事実そうだったんですが、これはあくまで職業の再就職のあつせんをしようと思えば、申し上げましたように、やはり辞めた方が何人おられて、どういった方がおられるんだという情報がないと、我々はできないわけです、個人情報の扱いで。ですから、そういう情報がない中での就職のあつせんができないということと、それから、それとは別に、それは言っても辞められる方が、やはり何がしかの相談をしたいということになれば、我々のほうから来てくださいということではなくて、そうした方が、やはり来ていただくような環境を、まず整えるということで、窓口を設置をした。それから、その周知もさせていただいて、そのような対応をしたということでございますので、決して我々は何もしなかつたということではございませんので、ぜひそこは、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 私の個人的な意見を述べさせていただきますと、今、医療対策課

のほうに設けたといいますが、私でさえ、医療対策課に行くことは、なかなか勇気が要ります。一般の方が、相談窓口が医療対策課にあるということで、役場の2階まで来て相談をされる方がおられるでしょうか。これは一般論で考えて、今、町長は石州会と相談をしたということで、石州会の意向もあったと思いますが、なかなかわざわざ就職相談を、役場の2階まで来て、あの雰囲気の医療対策課に入って、相談に来ましたということができるでしょうか。なかなか私は、それは確かに町長は答弁されましたが、私には大変理解できません。そう思っている方も多いと思います。

これは、私も関係者の声を聞いて質問をしておりまますので、これ以上、質問をいたしませんが、そういう現状であったということが、よく分かりました。

それでは4点目、今のことに関連してですが、50人近くの方が離職をされて町外、県外へ出られましたということは、当然、収入がなくなりますので、税収の減収が見込まれます。そのことにつきまして、町の財政における影響とかそのことについて、町長の御認識をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、町税収の減収についてということでお答えをしたいと思います。

石州会を退職され、町外、県外へ転出をされた方もおられるものと思われますが、退職をされた方それぞれの御事情によるものですので、どれくらいの方が町外、県外へ転出されたか等について、町では個人を特定した調査になることから把握できておりません。

その理由といたしましては、住民基本台帳法、個人情報保護法の個人情報調査に抵触することから、御質問の事項については法令で固く禁じられていることを申し添えておきたいと思います。

仮に、事例を申し上げれば、石州会を退職し、町内の他の事業所へ再就職された方もおられると思いますし、もともと町外から六日市病院へ通勤されておられた方のケースなどもあると思われます。したがいまして、対象人数の把握ができないことから、町税の減収にどの程度影響が見込まれるか、正確なところは計りかねます。

なお、人口動態につきましては、税務住民課において、月締めで集計されておりまますので6月議会にて報告をさせていただくことは可能かと思います。しかしながら、2月から3月にかけましては、若者層の都市部への就職や入学、あるいは人事異動等により転出入が激しく、石州会の離職者の影響幅が統計上の数値で把握できるかどうかは疑問の残るところであります。

また、町税への影響について、令和6年度での影響はなく、実質は令和7年度に影響が出ることとなります。

御質問の転出による町税の減収に対する町としての認識、対応についてでございますが、今回の公設民営による病院事業の開始は、町の財政危機を回避し、町政運営の継続性を確保しながら

医療の継続を行うことを最優先課題として取り組んだものであります。町税の減収があるとした場合、二次的な損失として残念なことであります。しかし、その一方、カタクリ会では、できるだけ就業を希望される職員は採用する方針で採用選考を実施しております、希望者は、できるだけ病院で働く体制は用意されておりました。

結果的には、石州会から離職され、よしか病院で勤務されなかつた方々もおられます。この方々が、町内で他の職に就業されれば、税収を含む町の人口対策としては望ましいことではあります。

しかしながら、今回の病院経営の課題においては、適正な医療機能、介護機能の見直しと、それに合わせた適正な人員配置を優先すべき状況があり、町税の減収に影響が出るとしても必要な対応であったというふうに認識をしております。

なお、よしか病院で働く職員につきましては、職種ごとの採用状況を踏まえ、今後も募集を行うことも聞いておりますので、指定管理者のカタクリ会と連携を取りながら、町の税収や人口対策にもつながる職員確保に向け、引き続き対応していきたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） それでは、最後の質問に移ります。

新病院の開設につきまして、住民説明会が町内5か所で行われました。その中の質問から質問をさせていただきます。

5か所の会場で一番、新病院を開設するに当たり、質問が集中をしたのが、やはり夜間の救急受け入れ中止について、どの会場でも質問が出ておりました。当然ながら、今まで石州会では行われていたものが、カタクリ会になってからできないという状況の説明がありました。

このことにつきましては、町長は、医師・看護師不足の現状、あるいは働き方改革などの国の指針を理解してほしいという、町長の、現状をしっかりと理解してほしいという説明だったと思います。

私は、本当に町民の皆さんが、このことは議会でも何回も出ておりますが、夜間の受け入れ中止ということは、本当に一番大きい心配だと思います。町長が言うように、医師・看護師不足、または国の指針等を考えれば、本当に現状を、受け入れ中止を御理解くださいという答弁を終始しておられました。そのこともよく分かります。分かりますが、我々議員は町民の声を反映しなければなりません。

そこで、六日市会場で、ある町民の方が、夜間救急受け入れができるんだということを説明をされました。質問をしておりました。それが宿日直許可という制度であります。これは、どういうことかと言いますと、労働基準監督署に、この宿日直許可を申請しておれば、毎日とは言いませんが、月に何回かは夜勤をして、その後も引き続き勤務ができるという制度であります。

要するに、この働き方改革は、医師の過重労働を防ぐための働き方改革ですが、都会の病院は、ほとんど毎日ぐらい夜間・救急がありますが、これは調べてみたんですが、地方の病院は、夜、救急があるということがまれな病院が多いということあります。地方の病院であります。つまり、これは専門用語で言いますと、当直はしていても勤務はしない、いわゆる「寝当直」ということで言われております。これは正式な言葉なので、私が作った言葉ではありませんが、「寝当直」ということあります。

つまり、この宿日直許可を労働基準監督署へ申請しておけば、夜、勤務をしていても、救急が全くない場合、ちょっと言葉は悪いんですが、これはネットに出ておりましたので使いますが、「寝当直」というような場合につきましては、次の日も勤務ができるという制度であります。

この制度について、検討はされたことがありますか。この宿日直許可を申請しておれば、労働時間の規制に対して適用除外になるということあります。こういう制度を申請をしておれば、月のうちの何日かは夜間救急が受け入れができるということあります。このことについて検討されておりますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、新病院の住民説明会よりということで、特に夜間救急のお話でございますので、このことについてお答えをさせていただきたいと思います。

2月の13日から20日まで、町内5会場で住民説明会を行ったところでございます。その中で、夜間救急の受け入れに関する質問は、関連も含めて全部で5会場21件ございましたが、そのうち4件から5件でございました。

現在の当直体制では夜間受け入れができないのか、夜間受け入れができない時間帯に救急車が複数台重なった場合はどうなるのか、高齢者が多く、体調が急変することで夜間受け入れができないのは心配だ、今後、夜間救急が再開できる可能性はあるのか、こうした質問があったところでございます。

質問に対して回答といたしましては、医師の働き方改革で、令和6年4月より開始されることによりまして、医師看護師等が少ないよしか病院では、夜間救急を受け入れると通常の診療に影響が出るということ、医師を初めとする医療従事者に過度の負担がかかりまして、医療従事者等の確保に影響が出るということ、夜間救急ができる体制の整備のため、非常勤医師の雇用増につながり、経営面に影響が出るなどが挙げられます。そのため、17時15分から翌朝の8時30分の間は救急の受け入れを行わないこととして説明をさせていただいたところでございました。

将来的によしか病院の運営が軌道に乗ったら再検討するのかとの御質問でございますが、24時間救急ができる体制は、常勤医師が10名は必要で、そして、それに伴い、看護師、コ・

メディカルのスタッフが必要であるとカタクリ会からも伺っております。将来的に考えられないとは言っておりませんが、将来の状況がどうなるか不明確の中、現段階において再検討できるか、はっきり申し上げることはできません。

最も重要なのは、町財政を破綻させずに医療、介護を継続することあります。まずは、よしか病院、よしか介護医療院を3月に開設し、医師数が増える4月からは本格的な運営に入ります。よしか病院、よしか介護医療院が、身の丈に合った運営、状況に応じた適正な運営となるよう、町も指定管理者のカタクリ会と連携して対応してまいりますので、ぜひとも皆様の御支援御協力、そして御理解を賜りたいと思います。

また、そのことを、できれば議員の皆さんのはうからも、住民の皆さんに対してお伝えをしていただければ幸いでございます。

それから、今議員のはうから「寝当直」のお話がございました。ある程度の制度的な話になりますので、この点につきましては、担当いたします医療対策課長のはうから少し御説明をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 質問にお答えします。

宿日直許可を受けているかというような御質問ですが、受けております。まさに、申請をして、許可を受けていないと当直をした医師については翌日の診療はできないということありますので、許可は受けております。その上で、この夜間救急の受け入れ等できないかというのは検討しているところでございます。

それについては、先ほども少し触れたところがあります。やはり、よしか病院は医師数が少ないことや、それと看護師、それに関わるスタッフがどうしても足らないということです。どうしても、そこで、いつ来るか分からぬ夜間救急を、回数としてはそこまで多くないかもしれません、その体制を取っておかないといけないということは、次の日の診療に、少なからず影響があるだろうというような判断から、宿日直許可を受けた上で、夜間救急は行わないというような体制を取っておりますので、その辺については御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ありがとうございます。申請していると、町長のはうからも、軌道に乗っていったら、本当に長期的な考え方だと思いますが、検討はするということありますが、我々議会としましても、新病院に関しましては、本当に温かく見守って、本当にできることは何でも協力するという姿勢であります。決して、夜間救急がないからといって批判ばかりはしておりません。町民の声としては、こういう批判がある——今、町長、具体的な住民説明会で人数を言われましたが、ああいう場でなかなか手を挙げて言う方は少ないと思いますが、それ以外の場

所で、本当に今度は新しい病院では夜間救急が受けてもらえないということで大変に不安に思つておられるという声を多数聞いております。住民説明会では具体的な人数を述べられましたが、本当にその人数の限りでなく、多数の方が、町長も耳にされておりますが、不安を感じております。ぜひ夜間救急の復活というのを、本当に町民皆が願っておりますので、新病院が軌道に乗った際は、ぜひまた、この夜間救急復活を、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、先ほど住民説明会での数のお話をさせていただきました。全部で21件のうち四、五件だったということです。確かに住民説明会では、そうした人数、回数、件数でございました。

ただ、それは言いながらも、議員のほうにも当然そうでしょうし、私にも数多くの皆さんからお手紙をいただきたり電話もいただいたり、直接のお話をさせていただいたということで、それは夜間救急の必要性は、もう数限りなくお伺いをしております。

しかしながら、現状の中においては、それが難しいということで、これも本当、事あるごとに丁寧に私のほうからは御説明をさせていただいているところでございます。

それから、議員のほうからは、通告にもありますように、将来、新病院の運営が軌道に乗ったら再検討するということで、そのように私に答弁したというような御発言がございましたが、先ほど申し上げましたように、言葉といたしましては、将来の状況がどうなるか不明確な中、現段階において再検討できるということをはっきり申し上げることができませんので、その点は御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ちょっと私の耳が間違っていたようですが、訂正はしません。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、1番、桜下議員の質問が終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前9時57分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開しますが、再開前におつなぎをおきます。

1番、桜下議員については、ここで退席をされました。今日、明日は欠席の届けが出ておりますので、おつなぎをおきます。

それでは、2番目の通告者、10番、中田議員の発言を許します。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 10番、中田でございます。本日は2問ほど通告しておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、第1番目に、有機農業による野菜作りと漬物等加工食品についてということで質問させていただきます。

それでは、有機農業による野菜作りということで、昨年4月、吉賀町は、島根県で浜田市、大田市、邑南町に次いで4番目になるオーガニックビレッジ宣言を行いました。それから、7か月後の11月には、廿日市市にある吉賀町アンテナショップかきのき村の開店20周年記念式典に参加しました。利用者の皆さんのお声をお聞きしましたところ、アレルギー等で食に大変困っておられる方、また、自然食に关心を持っておられる方など、健康に気をつけている方が大勢おられることに驚き、新鮮な有機野菜が求められているのだと実感した次第であります。

そんな中、後日、柿木村産直協議会に立ち寄った際に、事務員さんから「消費に対して生産が追いついていないで商品が少ない」というお話をありました。

六日市地区で有機野菜作りをする方はおられないか、出荷をすぐにするということではなく、少人数でもいいから有機栽培の話を聞いてもらえないかということで、吉賀町有機農業推進計画にある生産の推進という観点から、2月6日火曜日ですが、協議会から出向いていただき、幸地地区集会所に地区住民十四、五人集まってお話を聞きました。集まったのは、自家用の野菜作りの方がほとんどで、出荷するようになるかどうかは未知数でございますが、有機野菜の土壤のつくり方、有機肥料の使い方など、初歩的なところの勉強会は、皆さん、興味深く熱心に聞いておられました。また、自家用に作付して余った分を出荷してもよいことや、有機野菜でなくても規格外として別に販売ルートがあることなどを知ることができ、喜んでおられました。

このことから、私は、オーガニックビレッジ宣言の具体的な取組事項にある、有機農業を行おうとする者への支援や普及の推進は、いきなり有機農業従事者を養成するものでなくとも、地元民と膝を突き合わせて会話する中で醸成されるものではないかと感じた次第であります。しかし、説明者は、柿木村産直協議会の方々が5名であり、役場産業課からは出席がなかったことが残念でした。

吉賀町として全国にオーガニックビレッジ宣言をしたのであれば、当然、町が積極的に関わり、協議会の活動を後押しし、また、住民の生の声を聞きながら、計画の目標達成に導くようにすることが求められると思います。聞くところによると、このような勉強会の場には、役場職員はいつも出席しないとのことでした。

私たちが住んでいるこの町のきれいな空気や水を生かし、町民の主産業である農業や林業で生きる人たちを支援することではないのでしょうか。私は、吉賀町の住民が高齢化しても、なお田

畑を耕し、細々とでも自分の生まれ育ったこの地で生き続けることが幸せにつながるのではないかと思います。

その上で、若い人とともに有機農業に参加でき、自分たちが作った物を流通ルートにのせられるようになることは、生きがいにつながると思うのです。旧柿木村の方々が培ってくれたこの事業を吉賀町の他の地域に広めていくことが大事なのではありませんか。

令和6年の町長施政方針では、オーガニックビレッジの実現に向けて有機農業が気軽に取り組めるよう、有機農業の技術指導員の配置や研修制度の充実、生産者の増加、取組面積の増加を図ることであります。技術指導員とは、現在、専門知識を熟知されておられるのでしょうか。それとも、これから研修を行い、配置されるのですか。いずれにしても、二、三年でなく、長期にわたり取り組みを行っていただきたい。このことについて、町長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員の有機農業による野菜作りと漬物等加工食品、この質問のまず1点目、有機農業に関する質問についてお答えをしたいと思います。

まず、議員が率先してオーガニックビレッジの推進に向けた取り組みに御協力いただいたということでございます。このことにつきましては、大変感謝を申し上げるところでございます。ありがとうございました。

当日の勉強会には役場職員が参加していなかったということでございますが、担当課のほうで確認をいたしましたところ、柿木村産直協議会が独自に取り組まれた勉強会であったがために参加要請がなかったということでございました。しかし、後日の産直協議会の役員会には職員は参加しております、当日の情報については伝わっておるということでございました。

昨年、オーガニックビレッジ宣言をして、生産者の増加や取組面積の拡大を目標にしておりますので、お話があれば積極的に参加するよう指示したいと思います。ただ、日常業務の中において、全てに参加できない可能性もあり、そのためには技術指導員の配置の予算をお願いしておるところでございます。まさに今回のような地域からの声を直接お聞きし、それにお応えできるような体制づくりをしていきたいと考えておるところでございます。

また、議員が言われるとおり、自分の作った物を路上でもいいので販売して、実際に購入したお客様からの感謝が聞ければ生産意欲も増しますし、生きがいにもつながるとも考えております。技術指導員とも協力しながら、生きがいにつながる取り組みができるよう進めていければと考えておるところでもございます。

そのほか、御質問のありました技術指導員の技量についてでございますが、今から募集をするところでございますので、どういった方になるかはまだ不明でございます。熟しておられる方で

あればベストでございますが、そうではなくても、どう育成していくかということも考える必要があろうかと思います。当然、数年で終わるということは想定しておらず、長期にわたり吉賀町で活動していただける方を想定しておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） これは産業課の話ですが、産直のほうから、私が皆さんに声をかけて話し合いをしたということについては、話が産業課のほうに届いていなかつたということをございますが、最後のほうでちょっとと言いましたが、町のほうから、こういうお話には産業課のほうがのぞいたことがないよということもありましたので、ぜひとも、産直のほうから一々言ってもらえば一番いいかと思いますが、我々、地区で話をされるときに、今の読み上げた中にはありますけれども、産直協議会、民間の方が来て説明するよりも、やっぱり町の方が来て、「こういうお話があるので、皆さん、よく集まっていただきました」というように説明があつてしまふべき。そして、住民も行政のほうから来ていただくと心強いと。町がバックしておるんだなというような気持ちになって、ただ白菜、大根を作るだけでも大変心強さが違うと思うんです。そういうことを産業課と産直協議会さん、その辺との意思疎通というものをしていただいて、できるだけ参加していただけたらなと思います。

私も初めての有機農業の話でこういうふうなことをしてみたんですが、大変お話も面白い、面白いという言い方はあれですが、よかったです。地域住民も大変、早速、初見の鶏ふんを自分で運んであげるからというようなことを皆さんに言って、二、三人の方がその方に頼んで、運賃をもらわずにもう鶏ふんを無料で作る方に送るよということで、二、三人が頼まれて喜んでおられるというようなことで、有機農業というのは本当一人で作るよりも、みんなで力を合わせてやることが楽しく、また、幅が広がっていくのではないかと思いますので、ぜひともこのようないいな、私が思っただけではなしに、そこでもちょっと皆さんも寂しさ、寂しさというか、気持ちがあつたようなので、ぜひとも実現していただきたいなというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 大変前向きな御発言をありがとうございます。先ほど答弁させていただきましたが、産直協議会に当然任せることではありませんが、オーガニックビレッジ宣言をして、有機農業にこれから取り組んでいこうというようなことの柱を立てたのはまさに町でございます、行政でございますので、官民挙げてそれに取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

有機農業推進計画の中にも、生産の推進ということで、新たに有機農業を行おうとする方への支援ということがまさに書いてあって、議員のほうはそれに基づいて地元の方にお声かけをいただいて、産直協議会の皆さんに来ていただいて説明を受けたということでございます。本当に感

謝を申し上げたいと思います。行政もそうしたスタンスで取り組んでいかなければならぬと思います。

今御発言もございました。私も耳には届いておりますが、早速、その説明会、研修を受けられて鶏ふんを運んで、それに取り組もうというような、もう率先した動きもあるようでございますので、なかなか新たに有機農業の農家さんを育てるというのは難しいんですが、今、野菜とかを作つておられる方に少しでも、少しづつでも御協力をいただければ、それが全体の収量が上がつていくと、こういうふうになるわけです。そうすると、町内での流出も起りますし、廿日市にありますアンテナショップへ出す量も増えてくるということでございますので、やはり総体として対策に講じていかなければならぬかと思います。

それから、有機農業、旧柿木村で四十数年前に始まって現在に至っておりますが、特徴的なことは、地域ぐるみでそれに取り組んだということが特筆すべきところでございますので、これを今度はまさに地域ぐるみ、吉賀町を挙げて、吉賀町ぐるみでこれを取り組んでいかなければ目標の達成には及ばないと思いますので、当然、現場を預かるのは産業課でございます。産業課のほうも今回のまた御意見をお聞きをさせていただいておりますので、そうした方向で取り組んでいくということになろうかと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 続いて、これも関連でございますが、漬物加工食品についてということで質問させていただきます。

2021年に施行された食品衛生法の改正が、経過措置期間を終えて、この6月1日から全面実施されます。今まで漬物加工食品の生産・出荷・販売について、届出であったものが営業許可制になり、炊事場や倉庫でつくっていたものが、今後は専用施設をつくり、洗い場は2層タンク、蛇口は自動、トイレのことなど、細々と決められており、施設改修にかなりの費用がかかると思われます。

農家の生産者の方々は、70代後半から80代の方々が主役であり、申請書類の作成や今さら大きな投資をしてまでやってはおれないということで、廃業するという方々が8割から9割ではないかと、新聞報道等で言われております。

ただ、この法律改正は、食中毒の予防の観点から非常に重要な内容となっております。

そこで質問いたします。

1として、施設改修や届出制などに時間を要するために、3年間の経過措置期間が設けられているものと思われます。町民の関係者に対して周知された時期と方法について教えていただきたいと思います。少なくとも、私自身は、全体像を知ったのは今年2月の新聞報道であります。関係者の方々にとって必要、十分な周知がされ、適切な指導がなされていたのでしょうか。

昨年7月の広報よしかでは、4月と5月に講習会が開催されたとの記事が載っていました。両方で人数が四十何名だったかなと思います。記事内容で、講習対象者は明確ではなく、食品衛生法の内容についてどのように説明されたのか、講習会の開催通知はどのようにされたのかなど、不明です。

2つ目として、施設改修、新築等への補助金はどのように考えておられますか。また、何名ぐらいの方が申請されておられるのでしょうか。

3つ目として、今年5月までに営業許可の取得と食品衛生責任者の資格取得が必要になりますが、現在、どのような状況になっておられるのでしょうか。

長くなりますので、ここまで質問に対してもうお答え願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大きい柱であります漬物加工食品についてということで、このことにつきましては、少し時系列あるいは数字を上げて答弁をさせていただきたいと思います。まず、1点目の食品衛生法の改正による周知の時期と方法についてお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、食品衛生法の改正により、本年6月から漬物等の加工品は全て営業許可制となり、施設改修等個人の負担が大きくなるため、全国的にも大きな問題となっておるところでございます。

担当課であります産業課におきましても、制度改正が発表された3年前から、いろいろな周知に取り組んでまいりました。

まず、令和3年4月に漬物を製造販売している方を対象に、益田保健所の担当を講師に迎えまして、六日市基幹集落センターで研修会を実施したところでございます。

令和3年6月1日から営業許可が必要になりますが、それまでに届出を出された方は3年間の猶予措置が与えられるという制度内容のお話と衛生管理について研修をしております。

また、同年5月にはケーブルテレビのテロップ放送を活用いたしまして、漬物の製造等届出所の保健所への提出の勧奨を周知し、関係者に届出をするよう個別に案内文を郵送、周知を行っております。

また、6月には広報よしかに食品営業許可の変更について記事を掲載し、8月にも生産者に個別案内をしております。この間、保健所からも個別に変更の周知依頼がされたと伺っております。

その後、令和5年になりますと、猶予期間が切れる1年前となり、4月と5月に再度食品衛生研修会を開催したところです。研修会の内容といたしましては、制度改正の周知と加工補助金の活用についても御案内をしたところです。この周知については、広報紙を活用した全戸配布、テロップ放送等で周知を行っています。また、広報紙の10月号で再度記事を掲載し周知しております。

ます。

そのほか益田保健所が開催する講習会等も、情報が入り次第、テロップ放送などを活用して周知をしていたところでございました。

2点目の補助金についてお答えをします。

加工施設の改修や備品購入に対しては、農産加工施設整備支援事業補助金を予算化しております、毎年4月に各戸配布などで周知をしているところです。申請状況につきましては、令和5年度が3名、令和4年度が4名となっております。

次に、3点目の質問にお答えをいたします。

営業許可の申請につきましては、益田保健所への申請となつておる全てを把握しているわけではありませんが、今年度新規で申請された方は、担当課で把握している限りでは、3名の方と1団体の方が申請されたと伺っております。また、1名の方が申請に向けてその準備をしているとのことでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今、町長の答弁いただきましたけれども、テロップ放送、あるいは関係者に通知されたということでございますが、特に、私が思うのに、現在漬物加工をして、やくろさん、あるいは道の駅等に出荷されておる方に個人的に出されたのが多いんではないかなと、私は思います。テロップ放送等もされたというので、なかなかテロップ放送も、私もあり聞かんのですが、聞かん人が悪いということになるわけですが、もう少し分かりやすいように、今の言いました町広報とかというのはしっかり読むわけですが、お知らせ版というのがよくありますが、あの角っこのはうにちょこちょこと載ったようなことでは、なかなか目に入らないというようなことがあるんではなかろうかと思います。私が特に見ていないんかも分かりませんが、広報は大体目を通しているつもりなんですが、そのような気がします。もう少し、関係者だけではなしに、今からやろうという方もおられるわけで、ちょっとその辺の広報の仕方をもう少し工夫していただけたらなと思います。

それから、今、どのぐらいの方がおられるかということになると、把握していないこともあるかも分かりませんが、3名と1団体、ほか1名というような御答弁がありましたけれども、今、私の地元でも、やくろ等に出しておられる方、1名は「もうやめた、やめた、駄目だ」というようなこともあります。もう一戸の方は、「もっとやるよ」というような力強さもあるところもおってです。

町内も、その方がいろいろおられると思うんですが、後から質問まだ出ますが、こうして、関係者の方は分かっておるんだけど、周りの人は全然分かっていない。私も、近所の今の出荷される方によく習って、大根漬けあるいは白菜とか梅干しとか、いろんなことを今習って、販売はし

それでは、続けて行きます。

4つ目ですが、現在、町内で多くの方が漬物加工をし販売しておられます。8割ぐらいの方がやめるかもしれないと言われる状況において、今後の収入や生きがいが気になります。まずは、現在、漬物加工をし販売しておられる方の人数や出荷場所の年間売上額はどのぐらいだったのか。今後、6月1日以降、販売額がどのぐらいになるのか、試算額が分かればお示しいただきたいと思います。

今の3番のところである程度の人数が、今から出る3名か4名、ほかにもおられるかもしれません、そのことについても、もう一度、ここでお答えいただきたいと思います。

それから、このこととちょっとかけ離れまして、こういうふうに制度改革がしっかりとあったことで、私がこういうふうに質問するよということから、同僚議員から、このことを一つ聞いてみてくれんかということでございましたが、益田圏域か鹿足圏域、吉賀町だけでもよろしいわけですが、特別区の申請というようなことを考えてみたらどうかというようなことが言われております。

もし、できれば、どぶろく特区とか、あちこちで、よその町村ではありますが、そういうふうなことも、先ほども言いましたが、大変生きがいにもなっておるわけでございます。収入かれこれということもあるかもしれません、ある程度は生きがいもあるということだと思いますので、そういうことも考えていただけたらいいんじゃないかなと思っております。

それから、6つ目ですが、この衛生法は漬物加工だけでなく、干しシイタケ、干し大根、アユの冷凍等の出荷販売も含まれておると聞いております。どのような許可が必要になるのか、そのことについてちょっと教えていただきたいというふうに思っております。

もし、この全般に関わることですが、違反をすると、いろいろ通知はあるかもしれません、最終的には罰金刑、懲役刑まであります。このような大事なことは、該当者だけでなく、広く町民に広報するべきではないでしょうか。

最後に、この漬物加工は高齢者の知恵と地域の味が染み込んでいるものであり、また、野菜づくり、特産品、副業になくてはならないものと考えます。町としても最大限の知恵を絞り継続できるよう、また、新規後継者が出てこられる施策を早急に考えていただきたいということで、このことについて御回答をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、まず4番目でございます。町内のその状況といふことでございますが、出荷場所と人数につきましてお答えをまずさせていただきたいと思います。

各施設に問い合わせをいたしましたところ、昨年度の人数と売上げについて申し上げたいと思います。

道の駅かきのきむらが8事業者、160万円、アンテナショップかきのき村が12事業者で80万円、それから、キヌヤへの出荷が2業者で24万円となっておりまして、産直物産館やくろ、こちらが本年度の売上げで16事業者280万円となっております。

本年6月以降の販売額の試算につきましては、それぞれ施設のほうへ照会もしていましたが、現状においては不明ということでございました。

ただ、先ほど、今度、届出制から許可制になる、要するに許可を取ったのがどのぐらいかということで精査をすれば、おのずとその事業者と、それから金額は分かってくるやに思いますので、それはまた精査をさせていただきたいと思います。

それから、5点目は、いわゆる特区のことです。益田圏域か鹿足地区で特区の申請を考えたらどうかという御提案でございます。

全国的には、御案内のとおり、京都の京漬け、それから秋田のいぶりがっこ、それから和歌山の梅干し、こうした有名な漬物産地がどのような対応をしているかということも少し勉強をさせていただきたいと思っておりますので、担当課のほうでそうしたことについての照会も早速かけさせていただきたいなと思っております。

それから、6点目のところでございます。

干しシイタケや、それから干し大根、それから冷凍アユ等につきましては、担当課で、これは益田保健所のほうへ確認をさせていただきましたところでございますが、自ら取って販売するため、それは許可等は必要ないということでございました。

また、無許可の営業につきましては、議員のほうからもありましたように、罰則の対象となりまして、食品衛生法第55条、これは営業の許可の条項でございますが、この規定に違反した者は2年以下の懲役または200万円以下の罰金というような条項があるということでございます。

繰り返しになりますけど、今回の食品衛生法の改正によりまして、全国的な課題、問題として、各地のバラエティーに富んだ地方独自の伝統的な漬物が失われつつあります。吉賀町においても同じような現象が起こるということでございます。

例えば、町内에서는 다음과 같은 특성을 지닌다. 예전에는 전통적인 절임 음식이 풍부하게 생산되었지만 최근에는 그 수가 감소하고 있다. 특히, 도로변에 위치한 일부 마을은 전통적인 절임 음식으로 유명하다. 예전에는 해당 지역에서 생산되는 절임 음식은 주로 지역 내에서 판매되었지만 최근에는 일부는 전국적으로 판매되고 있다. 예전에는 해당 지역에서 생산되는 절임 음식은 주로 지역 내에서 판매되었지만 최근에는 일부는 전국적으로 판매되고 있다.

ぶ楽しみが増えるということでよかったですけどございますが、許可がないと販売ができなくなるということになるわけであります。施設改修の補助金があるとはいいましても、個人負担が増えるために、販売を諦める人が出てくる可能性もございます。

現状のその設備や作業場に合わせて、大きな費用をかけずに対応できる可能性もございますので、まずは担当課に御相談をいただきて、内容によっては益田保健所のほうへ照会をかけたり、あるいは、そちらのほうへおつなぎをさせていただきたいというふうに思っております。

周知について、前段のところでたくさんの御示唆をいただきました。該当者に限定するということではなくて、やはり広く町民の方全体に、そうした内容が周知できるように、広くこうした広報活動に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 町長にもう一言、ちょっと質問した分の返答漏れじゃないかと思うんですが。

2番目に、施設改修、あるいは新築等への補助金という言葉を入れておりますが、施設改修のときにどの程度の、例えば200万円かかれば何割とか、それから、これが、今年は6月からということで、この制度がどのようになっておるかということなんですが、来年からも、今年度も当然ですが、例えば2割出す、5割出す、8割出すというような補助金があるとして、このことが来年も再来年もそういうふうな、今からの後継者のことですね、そういうふうな補助金は今からも将来にわたって行われるのかどうか、その辺のことをちょっとお願ひいたしたい。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど申請状況についてお答えをしたところでございますが、今、町のほうで準備しておりますのは、農産加工施設整備支援事業補助金という補助事業でございます。これにつきましては現状ありますし、来年以降につきましても、当然のことながら、その制度は運用していきたいと思っております。

それから、事業のこの補助事業について、少し内容につきましては、担当しております産業課のほうから、せっかくの機会、このケーブルテレビでございますので、皆さんに、これも周知の意味で説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

農産加工施設整備支援事業補助金というのがございまして、新しく施設を建設する場合、2分の1以内の補助金の制度というつくりになっております。施設改修をする場合は上限100万円、それから、備品購入等の場合は上限50万円ということの補助金でございます。

令和6年度におきましても、今、予算のほうでお願いをしていくところでございまして、これ

も将来にわたって、何とか補助金のことを、また、予算のほうをお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 繰り返しますが、補助金のほうは、新築・改修においては200万円が限度ですか、全部が2分の1ということですか。（「100万円」と呼ぶ者あり）100万円が限度ですね、最高200万円までなら半分は出るということですか。

それから、改修も一緒ですね。（「50万円」と呼ぶ者あり）改修は50万円、備品じゃないんですか。（発言する者あり）備品が50万円じゃないですか。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 失礼いたしました。改修のほうは、事業費が200万円のうち2分の1の補助ということで100万円です。それから、備品購入につきましては、上限が100万円の事業費に対しまして補助金が50万円、これは新設の場合です。それから、中古とかそういったことも想定しております、そういう更新の場合は3分の1の補助金の制度というつくりになっております。失礼しました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今のこととは、なかなか町民の方もよくこの制度が分かっていないということで、特に、周知の上で回答を求めておりましたので、大変皆さん参考になるというふうに思っております。

それでは、有機農業とこれにつきましてはここでおきまして、夢・花・マラソンについてお伺いいたします。

2点目でございます。夢・花・マラソンについて、吉賀町の一大イベントである「よしか・夢・花・マラソン」の花形であるハーフマラソンを今大会から町民の健康増進へ原点回帰し、順位を競うのではなく完走を目指し、誰でも楽しく参加できる大会にしたいとの思いから廃止するとの町長の施政方針演説で表明されました。

しかし、夢・花・マラソン実行委員会では、スタッフや競技審判の配置問題等があり、令和6年の大会、今年の大会は2キロ、5キロ、10キロのみで開催して、ハーフマラソンは中止し、大会終了後、早期に課題点を模索しようということであったと思います。

この夢・花・マラソンは、2キロ、5キロ、10キロ、ハーフマラソンと4種目がそろうことで盛り上がり、特にハーフマラソンは、県内外から家族連れで来られて、宿泊、応援、買い物などと交流人口が増えていたように思います。これを受けて、町内の商店、各団体がうどん、ラー

メン、むすびなどの露店を並べ、花を添えていただいております。今まで、商店の方々も協力的に活動してきたが、人数が少なくては出店も見合せねばというようなことを言われております。

この大会を小規模にするということは吉賀町に大きな損失となります、なぜ、夢・花・マラソン実行委員会で検討したことをないがしろにしてハーフマラソンを中止でなく、廃止という決断を下されたのか、お聞きいたします。

もう1点、町長は「順位を競うのではなく、完走を目指し、誰でも楽しく参加できる大会にしたい」と所信表明されておりますが、他の部門においても順位を決めていると思いますが、これは所信表明の「順位を競わない」という内容とは矛盾するのではないかですか。お考えをお聞かせいただきたい。

ちなみに、この夢・花・マラソンは名称こそ違いますが、昭和55年頃から教育委員会はもちろん、体育指導員、今はスポーツ推進員ですが——や体育協会、各スポーツ協会、旧六日市病院のスタッフによる救護所の設置など、町内の方々のボランティア等が協力をを行い、これまで何十年も支えてきた血と汗と涙の結晶ではないかと思います。それをいとも簡単に「今年から廃止します」では、先輩諸氏に申し訳ないと私は思います。

この近隣市町村では有名な夢・花・マラソンであり、吉賀町の知名度アップに大きく貢献していると思いますが、再考すべきではありませんか。御回答をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 中田議員のほうからは、この夢・花・マラソンについて、町長に対しての通告でございます。

事務を所管いたします教育委員会、それから、この大会の実行委員長を務めますのは教育長でございますので、内容につきましては教育長のほうから御答弁をさせていただきますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

よしか・夢・花・マラソンの開催方法、内容等につきましては、議員御指摘のとおり、よしか・夢・花・マラソン実行委員会において、協議・決定されるものと承知しております。

議員も実行委員会の委員のお一人ですので、協議の経過は質問で述べられているとおり、来月28日に開催される第19回よしか・夢・花・マラソンについては、ハーフマラソンの部は行わない、500人規模の大会とする、町民の健康増進を目指すなどは決定しておりますが、第20回以降の大会の開催方法や内容については決定しておりません。今回の大会終了後、実行委員会において各部門の実施について、検討、決定することになると理解しております。

ただ、実行委員会会議の配布資料の中に「ハーフマラソンの廃止」という文言を入れていたた

め、また夢・花・マラソンの始まった経緯や原点を確認したため、第19回大会だけの決定であったにもかかわらず、ハーフマラソンの実施が難しくなるという考えが先走ってしまい、実行委員会、事務局共々「廃止」という文言で町長報告に上げてしまいました。

以後の開催に影響する「廃止」ではなく、「中止」に訂正していただくということで御理解いただき、夢・花・マラソン実行委員長として、改めて実行委員、議員の皆様をはじめ、関係者の皆様に深くおわび申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

また、順位についての御指摘でございますが、順位を競うのではなくと申しますのは、順位をつけないという意味ではございませんで、走るのが早くない方でも完走を目指して気楽に参加できるようにという趣旨での表現でございます。

町史にも、夢・花・マラソンが始まった経緯について書いてございますけれども、そこには「順位を競うのではなく、自分の体力に合ったペースで走ること。自分の成績だけにとらわれず、様々な年齢層の人が楽しんでいることを認め、自分も楽しめる大会」との記述もございます。

したがって、もっと町民の方の参加を促し、広く町民の体力向上、スポーツ活動の推進を図ることは、教育委員会が運営に携わる以上はしっかりと念頭に置くべきものと認識しております。いずれにしましても、46日後の直前に迫りました第19回大会に向けて準備を進めているところでございます。

3月6日現在、後に届く郵送分を除いても2キロの部に69人、5キロの部に111人、10キロの部に300人、合計480人のエントリーがございます。

また、テント村の出店につきましては、現時点で例年並みの12件の申込みがあり、うち2件は新規出店でございます。

今後は、来月の大会の結果や状況を踏まえた上で、次回の第20回大会以降については、実行委員会においてしっかりと協議をしてまいりたいと思います。どうか御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今、教育長のほうから、私が質問申し上げました、夢・花・マラソンの特にハーフマラソンについて誤りであったということでございます。これはそのような一応決まり事でございましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、私も実行委員会の委員もありますし、それから長年、夢・花・マラソンの下支えとしてずっとボランティアで出ておりますけれども、なかなかハーフマラソン、蔵木に向けて長距離で走ります。車も大変混雑します。それから、質問の中でも言いましたけれども、なかなかスタッフの問題等がありまして、今から課題を拾い上げるのに大きな問題点はあろうかと思います。

ただ、今まで何十年もやってきたものをついやめてしまうということでなしに、皆さんができる

るような方向をしっかりと実行委員長さんが中心になって考え、苦難を乗り越えてこの夢・花・マラソンの4種目ができるように考えていきたいと私も考えますが、実行委員長も、ぜひともその気持ちでやっていただきたいということを特に申し上げておきたいと思います。

実行委員会で今まで何回も昨年からやっておりますが、中学生、高校生に、なかなか道路の交通整理までやらすということは、津和野警察のほうからこれはいけないということも聞いておりまし、この夢・花・マラソンを成功させるには当然、途中で言いましたけれども、町民のボランティアの方の強力な後押しがないと、私が幾らやろうと、実行委員長がやろうと言われてもできないと思いますので、この場を借りて、ぜひとも夢・花・マラソンが再現できるように協力を強力にお願いしたいと思っておりますので、ぜひお願ひします。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 内容につきましては、実行委員長になっております教育長のほうから答弁をさせていただきました。説明させていただいたとおりでございます。

ただ、最終的には、私の言葉として来期の施政方針の中で廃止という言葉を使ったわけでございまして、大変のことにつきましては、これまで御議論いただいた関係者の皆さん、そして今回の施政方針を内外に広く広報したわけでございますので、これは私にやはり責任があると思いますので、改めて御迷惑をおかけをした、誤解を招いたことにつきましては、私のほうからも深くおわびを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

その上でございますが、やはりハーフマラソンをしようと思えば、なかなか警察との協議の中でスタッフの配置のことが大変大きな課題になります。ざっくり申し上げますと100人ぐらい要るようでございます。これまで学生の皆さん本当に御厚意で吉賀高校を挙げて御協力していただいた、そうした中で実施がかなっておったわけでございますが、これはなかなか難しいということになります。

そういたしますと、これに代わる、これだけのスタッフを準備をしなければならないということでございますので、ここはぜひ本当に町民の皆さん、あるいは町外の方も含めてでございますが、このハーフマラソンをもう一回、第20回以降の実施ができるということに向けて御議論のあるようやっていきたいと思います。そのためにはまず、今年のこの大会を成功裏で終了させていただいて、また実行委員会のほうでも来期に向けての御議論をぜひお願ひをさせていただけたいと思います。

先ほど教育長のほうからも答弁させていただきましたが、3月の6日時点で480人、2キロの部は69人、私も、今年も参加をさせていただくことにしましたので、これが69人が70人になりますけれど、ぜひ皆さんには沿道で声援を選手の皆さんに声かけをしていただいて、また

沿道からぜひこの大会を盛り上げていただくことを私のほうからもお願ひ申し上げておきたいと思います。大変御指導いただきましてありがとうございました。

○議員（10番 中田 元君） 以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、10番、中田議員の一般質問は終わります。

ここで、5分間休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時11分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

3番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） それでは、2点通告してありますので質問いたします。

まず、働き方改革ということで質問出しております。

町は年間を通して職員の採用試験を公告しているが、何人の募集をされて、何人採用されたのか、まずお聞きします。

県内各市町村においても、職員採用試験受験者が減少していると聞いています。吉賀町においても同じ現象だと思いますが、どのように分析されていますか。お考えをお聞きします。

どの業界も人手不足の状態ということは認識されていると思いますが、どのような対策を講じているかお聞きします。たしか令和3年12月にイクボス宣言をされています。職場で共に働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果も出し、自らも仕事と私生活を楽しむことができる管理職になるという宣言です。

一般企業でも役所でも同じだと思いますが、その結果に対して、責任者は対応することと思っております。町長、副町長、管理職全員が、自らのイクボス宣言に署名されました。当然、イクボス10か条を実行されていると思います。

そこで、令和4年、5年と離職された人数と育児・介護休暇取得者数をお聞きします。働き方改革とウェルビーイングは深い関係性があると言われています。特にZ世代の特徴、価値観について認識していることも重要と思います。また、長時間労働の是正もあると思います。働く人に選ばれる職場、吉賀町の模範となる職場、町民にも理解してもらえる職場であるべきと思っております。町長のお考えをお聞きしますという質問で、今年度、一般事務、専門職——これ保健師さんや社会福祉士さんだと思います——など5回にわたり採用試験されています。募集と採用についてそれぞれお聞きします。また、4年、5年度の離職者、退職者、年度末、中途含んでもお聞きします。

定員適正化計画第3次で令和2年までの5年間、第4次で令和2年を基準にし、7年までの5年で計画されています。中途で退職されたときの対応は中途採用になると思いますが、全体としての応募者の減少は感じられなかったかお聞きします。

町長は、このようにほぼ年間を通しての採用となりましたが、以前とは変わってきたと思っておられませんか。思われましたら、どのような原因と感じておられるか、そしてどのように分析されていますか。まず、ここまでお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村隆行議員の働き方改革についてということで、通告書を全部読まれましたので、全部答える準備はしておりましたが、今断片的にお話がございましたので、少しそこの部分に特化をしてといいますか、そこでまずお話をさせていただいて、漏れがあるようでしたら、また後ほどのところで質問していただいたらと思っております。順不同になるかも分かりませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず、令和5年度の職員採用試験の状況についてお答えをさせていただきます。

一般事務、それから保健師、社会福祉士または精神保健福祉士、この3つの区分で実施しております。一般事務は3回、保健師は3回、社会福祉士または精神保健福祉士については2回募集を行っているところでございます。

職員採用の数についてでございますが、基本的に退職者補充という考え方で計画いたしまして、これまで実施をしております。その都度報告しておりますとおり、募集人数につきましては明示しておりません。いわゆる若干名という形で公募させていただいております。

これまで申し上げましたように数回行っておりまして、実は第5回目の臨時の職員採用試験ということで、今その最中でございました。3月20日のところで最終的な2次試験を行うということをございますので、今お話のございました採用人数、実際にはまだ採用しておりませんので、現状で申し上げますと、内示を出している人数ということになろうかと思いますが、これをやはりここで申し上げますと、まだ採用試験が残っておりますので、多分に影響する部分があろうかと思いますので、この数につきましては、この場ではちょっと御報告できないということは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。いずれにしましても欠員の補充を埋めるために、これまで数回、おおむね年間を通して、早い段階からこれまでその作業に当たってきたということでございます。

それから、2つ目といたしまして、職員の採用試験についての受験者数の減少の状況についてでございます。

本町におきましても、受験者数の減少状況はございます。このことに加えまして、中途退職者の発生という影響もありまして、一般事務におきましては先ほど申し上げましたが、3回の募集

を行うということでございます。

分析ということで申し上げたいと思いますが、地方公務員の応募者の減少、これは島根県に限らず、当然吉賀町に限らずでございますが、全国的な傾向であるというふうに認識をしております。

やはり少子化による影響だけでなく、民間企業との競合も起きているというふうに考えております。特にこのコロナ禍で大変民間も含めて経済的に疲弊をしておりましたが、昨年のところから5月の連休明けから5類に移行したということもあって、民間のほうが非常に状況的には好転をしかけているというような状況でございますので、そうした状況で鑑みますと、やはり民間のほうが、給与とか待遇も持ち直してきているということで、国における人事院勧告であったり、島根県の人事委員会の勧告も勧告をするようになったと。ですから、民間よりも状況よりも、官、行政、いわゆる行政のほうが条件的には悪くなっているから、その勧告が出るということですから、そうした状況もあって、公職場よりも民間のほうへ流れる傾向というのが、また、このコロナの回復によってやはり一層強まってくるかなというところは、私自身も少し懸念をするところがございます。

それから、町内から通うことができる大学や専門学校がないこの吉賀町におきましては、多くの若者が進学のため町外へ出ております。進学後の就職先につきましては、学校の近くを選ぶことが多いかもしれませんし、学んだことを生かせる就職先が吉賀町にはないと思われる方も当然おられると思います。

こうした様々なことが重なって、重層的に重なる部分もあるかと思いますが、そうしたことから、とりわけ吉賀町に限定していえば、職員の応募人数が下がってきてているというような状況ではないかというふうに思います。

対策ということで申し上げますと、幸い一般事務の2回目の募集におきましては、応募人数が増加傾向となりました。具体的な数は申し上げられませんけど、増加傾向になりました。これは、社会人の経験者枠を設け、それから受験資格の年齢幅を広げたことが大きく影響しているというふうに分析しております。

また、今回、社会人経験者枠の応募要件には、正規雇用3年以上という条件がございましたが、これを外しました。これは、例えば出産や育児、それから介護など様々な理由でパートタイムでの就労を選択した方の応募を拒まないという観点でございます。

また、今年度の職員採用試験から応募用紙の性別欄、男性か女性か、こうした性別欄を廃止しております、意欲と能力のある方がしがらみにとらわれずに応募できる、こうした職員の採用試験を目指しておるところでございます。

それから、離職人数のことがございました。これは定年退職を除く退職者数ということでお答

えをしたいと思います。

令和4年度では4名、令和5年度は8名という状況でございました。職員の退職は、これは本当に痛手ではございますが、新たな挑戦のために吉賀町役場を離れる、退職するという選択をした職員も当然おるわけでございますので、ここは我々も温かく見守っていかなければならぬと思いますし、また議員におかれましても、そういうスタンスでぜひ温かく見守っていただきたいと思います。

それから、定員適正化計画の話がございましたので、少しお話をしたいと思います。議員御承知のとおりでございます。現状、第4次の定員適正化計画ということで、令和3年度から令和7年度、これは施政方針でも述べておりますが、6年度、7年度、あと2年ありますけど、人材育成ということも含めて、基本方針の改定も含めて、この作業に早くから当たっていきたいということでございます。我々といったしましては、そのぐらい危機感を感じているということで、そこは御理解をいただきたいと思います。

少したどってみると、この第1次の定員適正化計画をつくりましたのは、合併をいたしましたもなく、平成18年でございましたが、そのときの正職員の数は、実数は110人でございました。既に第4次になっておりますが、第3次の最終年が令和2年、今から数年前、この段階で既に100人になっておりますから、10人職員を減らしております。当然これは吉賀町の場合は、財政の健全化ということを御旗に町村合併しましたから、当然これはやつていかなければならぬということで10人減らしました。とはいっても、ここに来て、本当に国とか県からの権限移譲が非常に多くなって、現場は大変な状況でございます。

そういう中で、今吉賀町の職員の数がどういう状況かということで、これは議会の全員協議会でもこれまで申し上げたことがあろうかと思います。ほかの町村と比較です。これ数だけで比較するとどうかということもあります。

3つ、今比較で申し上げますと、一つは、島根県内の町村等の比較です。ですから、1人の職員がどのぐらいの住民の方のお世話をさせていただいておるかという、これは言葉が適切ではないかも分かりませんが、吉賀町は、これはちょっとデータが古いんですが、平成31年の人口をもって行ったところ、職員1人当たりの住民数は60.9人です。ですから、職員1人がおおむね60人の住民の方のいろいろなお世話をさせていただいているということになります。

これは県内の町村の比較でいいと、一番多いです。2番目が、お隣の津和野町でございますが、津和野町はそのときが52%、それから川本町も同じく53%ぐらいですから、それと比較しても、既に7人から8人は多いと。少ないところになると10人台のところも当然あります。これは人口規模のことがあるので、それを一概、これを取ってどうこうは言えませんが、とにかく職員1人当たりの住民数は突出して多いということ。

それから、国の定員モデルという制度がありますけど、これでいいと、国の試算値では84名です。これは一般行政部門で限定なんですが、吉賀町の試算は77人です。ですから、国の定員モデルの試算から比較しても7人少ないです。

さらにもう一つは、これは定員回帰指標といって、人口と面積を単純に比較する方法なんですが、これでいくと一般行政職でいくと試算値は95、吉賀町の場合は77人ですから、18人少ないです。それから普通会計の人員でいうと、試算値は122人で吉賀町の場合は90人ですから、32人少ない。こういった状況です。

こういった状況がありながらも、第4次の今の定員適正化計画は厳しい状況ですが、つくらせていただいた。これは、令和2年の100人ということを基準にさせていただいて、令和3年度から向こう5年間の令和7年度までに、今のような状況、それから権限移譲とか現場が大変になっているということで、この100人をこの5年間で3人増やしていかざるを得ないだろうということで、103人という数字を立てました。

今、令和7年度のところでは103人ということなんですが、既にこの数というのは、計画上は令和4年度からなっていまして、現状は、今その数に達しております。その中でも、これも令和6年度から保健福祉課の中にこども家庭センターを設けます。ここには専門職が必要ですから、先ほど申し上げました社会福祉士か精神保健福祉士がいるということで、これは万やむを得ず、この定員適正化計画プラス1ということで採用させていただいて、そうした職員が今獲得できそうな状況ではございます。そうすると103人プラス1になって、104人なんです。こうした状況です。

一方では、保健師が退職したけど、採用できないという状況がありますから、現実はこのまま推移をすると、定員適正化計画のプラス3人でやっておりますが、その人数と合致するようなおむね状況でございます。

ということで、定員適正化計画の少し状況も話させていただきましたが、やはり行政需要、ニーズが非常に高くなっていますので、また福祉の関係でいっても、処遇困難事例は本当に多くなっています。これまで以上の人員、マンパワーが必要になっておりますので、こうした中で仕事をしているということも御理解をぜひいただきたいと思います。

こうした状況もあって厳しい状況ではございますし、一方では、職員の早期退職があつたりということもあるわけでございます。ここをどうにかクリアをしなければならないということは、現状の欠員の補充を一日も早く、一刻も早く対処しなければならないということで、冒頭申し上げました、数回にわたっての職員採用をさせていただいているということでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 定員適正化計画、先ほど町長言われましたが、それと採用が大幅

にズレ多くなっているから、ちょっとどうかなと思って——昨年の12月20日の募集が、一般事務AとC、社会人経験枠を合わせて7名と。今年の2月5日も2名、AとCを合わせて2名と言われて、適正化計画とかなりずれて募集されているということは、辞められているということかと思い、こういう質問になったんですが。

イクボス宣言を3年の12月22日にされておられます。特に今説明がありましたが、若い方、Z世代の職員が多く退職されているように感じていますが、イクボス宣言5項目されていますが、理解、多様性、知識、組織浸透、配慮、業務、時間捻出、経営目線、自らも楽しむ、業務達成など、10か条と言われています。

中でも理解は、部下が子育て、介護、地域活動などに取り組むことに理解を示す。業務では、育休取得者などが出ても、業務が滞らないよう情報共有、チームワークなどで対応する。時間捻出は、部下がライフ時間を取りやすいよう、会議や書類の削減、意思決定の迅速化などを進めているということが書かれていますが、町長や管理職の皆さん方が宣言をもう少し実行・実践されいたら、様子も少し変わっていたかもしれないと思っております。

次に、育児介護休暇についてお伺いします。

4年、5年の休暇取得者数と、その中で男性職員が取得されているか、分かればお聞きします。また、長時間労働、時間外労働についてもお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） イクボス宣言のお話がございました。今お話がありましたように、令和3年12月に研修を前段で行わさせていただいて、専門の先生にお越しいただいて、いろいろ勉強させていただいた上で、当時の管理職全員でイクボス宣言をさせていただきました。

吉賀町の場合は、それぞれ5項目を定めて行っております。ただ、通告にありますようにイクボス宣言、基本的に定義といたしましては、10個の条項を定めて、そのうちの過半数をクリアできた人をイクボスというんだと、こういうことでございます。私も改めてやってみて、マル・バツをつけたら6つしかつきませんでした。ぎりぎり到達点かなと思っています。とはいしながらも、私自身のイクボス宣言、今日ここに持っておりますけど、御案内のとおりだと思います。広報にも載せております、私自身は。5つありますけど。

私が今5つのうち到達できているということで、私自身ですよ、私自身の評価として、極力職員の話に耳を傾けたり、それから多様なライフや価値観を理解するように努めます。これが一つと。もう一つは、仕事にやりがいを、それから人生に生きがいを感じられるようなワーク・ライフ・バランスの充実、こうしたことを重視します。この2つは、私は認識として到達できているのかなと。

ただ、問題は、ほかの議員さんのところから今回通告がありますが、そうしたことを行行政の職

場だけでなく、町内のほかの民間にも広めていくというのを私は5番目でやっておりますが、これがまだでき切れていない。ほかの項目についても三角でした。ですから、過半には到達していない部分もありますが、こうしたことでもやはり行政のところが先行してやって、それを地域の民間のほうにも、あるいは関連団体のほうにも広めていくというのは、やはり行政としての責任もあると思いますので、一層そうしたことを取り組んでいきたいなと思っております。

ただ、こうしたことが職員全体に周知されているかというと、特に最近入ってきた職員もたくさんおりますので、そこはやはりもう一回、管理職のほうから所属の職員のほうへ話をしていくということは必要だと思います。

Z世代の話がございました。これも、研修を職員もしております。なかなか、私、気持ちとすれば、Z世代ということで線引きは当然したくはないんですが、ただもう1990年代の後半から2000年代の職員が一般的にはZ世代ということで、もうこうした情報が出ていますし、それからそこの世代については特徴的なこともありますという。そして、その特徴を今度はやはり我々が教示をして対応策を考えないといけないということがありますので、これはやはりこれらの職場を改善していく上でも対応させていただきたいなというふうに思っております。

それから、育休とかもろもろのお話がございました。育児休業それから育児介護休業法に基づきます育児休業取得者でございます。令和4年度では7名でございます。それから、令和5年度では2名。それから、令和4年度の育児介護休業法の改正によりまして、男性版の産後休暇とも言われます産後パパ育休が新設されました。育児休業の分割取得も可能となったことも影響いたしまして、先ほど申し上げましたイクボス宣言以後、男性職員の育児休業取得者が増えてまいりました。吉賀町の場合も。

介護休業につきましては、令和5年度に、初めてではございましたが、取得者が1名ございました。

また、特別休暇であります短期介護休暇は、毎年多くの職員が取得をしております。

こうした動きが、やはり町内の民間企業にも広がっていくように、これは男女共同参画という観点からも推進をしていきたいなと思っております。

育児休業の話でございますけど、これもちょっと県内のほうですとデータも出ておりまして、これは国の統計でもあるんですが。

吉賀町の場合は、令和4年度、これは男性、女性も含めてなんですが、対象者、いわゆる子どもさんが生まれたら対象者になりますから、対象者が吉賀町役場の場合は8名。そのうち、実際その休暇を取ったのは7名でございますので、取得率は87.5%ということで、県内では2番目でございます。

とりわけ、男性で申し上げますと、対象が7人でそのうち6名取っておりますので、これも

85.7%ということで、我々がこれまで数年前から行っておりますイクボス宣言であったり、それからもろもろのこの庁内、役場の中でのこの周知によって制度的な制定もそうなんですが、男性職員がとりわけ育児、介護に関わる姿勢を示し始めた。そして、そのために休暇を取るというそうしたこの動きがやはり出てきたというふうに、これは私は評価をしております。

これからも、こうした形で皆さんが遠慮なく取っていただくような体制を取っていきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 男性のパパ育休が取られているということで安心したんですが、働く人にも喜ばれる職場、吉賀町の模範となる職場、今先ほど町長も言われましたが、そして町民にも理解してもらえる職場で、とにかくイクボス宣言をされた町です。そういう町なんだという、その職場なんだということを忘れないで、しっかりと取り組んでほしいと。

2年以上たちましたが、今、町長言われましたが、今を語られましたが、これをどのように分析し、今後検討、また改善されていくと思われますが、管理職の方全員でやはり対応していくかないと、なかなか町長1人で対応されても難しいんではないかと思うんですが。

とにかく、働く人に支持されない、従業員のいない企業や事業所は事業の継続が困難になってくるんだと思います。これは、どの職場でも人材が基本だと思います。このイクボス宣言の実行が、その職場や事業所の存続をも左右することになるかもしれません。しっかりとこの宣言を実行していただきたいと思いますが、今後どのように分析し改善して実行していくのか、もう一度、町長、お願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろ制度的なお話をさせていただいたり、それから数字をもって取得率のお話をさせていただきました。

それから、もう一つ大事なのは、通告にもありますが、やはりウェルビーイングと、それからもう一つは働き方改革が非常に今関連が強い、関連があるんだということを文献からももう出ておりますので、そこは、やはり我々がしっかり受け止めて、これから組織のあり方を考えていかなければならぬと思いますし。

そのためにも、今、役場のほうでは、組織の中に、組織機構・人事管理適正化委員会というのを、これは職員で構成していますが、ここで今論議を始めています。今年度も既に5回開催をさせていただきました。回数、これもう数回やれば済むということではなくて、やはり職場をどういうふうな形にしていくかというその論議でございますので、少し時間はかかるかも分かりませんけど、今のこの現状をお互いがしっかりと認識した上で、お互いがやはり働きやすい職場づくりに努めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 県の町村課で資料を発表されておりますが、これが、やはり2年遅れぐらいでないと出てこないもので、4年、5年の実態が分からぬんですが。その中に休暇の取得率とか残業の率とか個人当たりの残業平均がどのくらいだとかいうようなデータも出ているんですが。

休暇がやはり取れていないんではないかと感じたんですが、残業も私は分からぬんですが、データは出ているんですが、その辺のところも分かりませんが、町長どういうふうに思われているかと思うんですが。

とにかく、先ほども申しましたが、働く人に喜ばれる職場、ウェルビーイングでチームワークが本当に大事だと思っております。これをやはり徹底して、理念としてこういうところを持っていないと、なかなか難しいんではないかと思うんです。しっかりと、ここを対応してほしいと思っています。

時間の関係で次に行きますが、新たな課の創設をということで提出しています。

昨年12月議会でも質問しました。産業課を2つの組織に分けて、各事業の応援をする。これ、急ぐべきだと思っております。どうしても商工業のにぎわいが町のにぎわいにつながってくると思います。人口は、吉賀町まちづくり計画の中の将来人口、目標人口で示しているように、減少しています。

5つのまちづくりの方向の中で、魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくりが上げてあります。安全、安心、活力とあります。活力は、農林水産業の振興、商工業の振興、交流・定住の推進、人づくりの推進で、産業課、企画課が担当だと思いますが、ここに農林課、商工観光課を創設し、それぞれの課が連携し担っていく。そして、それぞれに理念があると思っております。多彩な産業の振興に取り組み、とりわけ地域資源を生かした内発的発展を図る、産業振興に積極的に取り組むとあります。

また、現状の雇用環境の維持や新たな雇用関係の導入を図るために、地域のにぎわいをつくり出す商業の振興、企業誘致や新産業の創出による工業の振興等に取り組み、魅力的で活力のあるまちづくりを進めると書かれています。

毎年、総合戦略でも検証されていると思いますが、この2月に商工会との意見交換会があり、小規模事業者会員数も減少し、2次産業生産数も減少していました。5年11月には、七日市地区飲食店1店舗、柿木地区小売店1店舗、12月には六日市地区小売店1店舗がなくなりました。弁当の配達の件についても、意見交換会で要望がありました。

また、周辺の移動手段の難しい買物不便者が発生していると思われます。

また、この町に本屋さんがなくなり、書籍、文具さんもなくなりました。にぎわいどころか、

ますます寂しく、不便になってきました。

また、林業はこれから町を支える産業とするべきです。町の自然の資源の一つに、92%の山林があります。この前も経済委員会で研修会をしましたが、航空レーザー測量について講習しました。いろいろなことが可能となる第一歩だと思います。まず、測量を実施し、次の事業展開をすることと思います。

また、農業は町を支えている産業の一つですが、慣行農業、有機農業、どの方法にしても、まず生産者の維持、増加に取り組む。専業、兼業、趣味を問わず、関係人口を増やしていくことに取り組むことと思っております。

それぞれ、商工業、林業、農業、本当にこの町の経済のにぎわいの基になる構造の構築を突き上げるということだと思います。それにはまず、担当部署を取り決めること。商工観光、林業、農業、それぞれ独立した部署の創設を提案します。

町長も、施政方針の中にも商工振興、観光振興に2ページにも及んで述べておられます。

また、吉賀町の最上位計画のまちづくり計画の中にも、方向性として書き込まれています。

商工会との意見交換会でも、昨年、七日市地区の飲食店が辞められて、町内の企業も大変困つておられると。また、弁当を作られている業者さんも、いろいろな相談が寄せられているが対応することができないと言っておられました。

産業課は主に個人を、企画課は法人をというような感じがしているんですが、雇用のあるところに人が集まります。これ以上、業者を減らさない、商工の窓口を一つにして対応することが、今早急に求められていると思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、新たな課の創設をということでお答えをしたいと思います。多岐にわたっておりますが、少し時間をいただいて答弁させていただきたいと思います。

現在、産業課の事務分掌では、主に農業、林業、商工を担当しておるところです。それぞれの振興策につきましては、第2次吉賀町まちづくり計画にのっとって進めておるところです。

まず、商工業の振興につきましては、議員御指摘のとおり、商業活動の活性化の推進や地場産業の振興と企業誘致、創業支援の推進を目標に掲げ取り組んでおるところですが、近年は、新型コロナウイルスや物価高騰の影響を受け、小規模事業者数も年々減少しておるのが現状でございます。

また、そのほかの要因といたしましては、人口減少の社会的要因から来るものや経営者の高齢化を理由とした後継者不在からくる要因等様々であると認識しております。このことは今後も続くと思われ、まずは人口の減少割合を緩やかにするよう、様々な施策について取り組んでまいり

たいと考えております。当然、商工会や関係機関とも引き続き協議をしてまいりたいと思います。

次に、林業の振興対策についてでございます。

施政方針にも書かせていただきましたが、航空レーザー測量についての重要性は十分認識をしておりまして、航空レーザー測量地図を活用して、山林境界を明確化により、地籍調査の進捗率向上や災害時の地形基本データとしての活用などを図り、諸問題の解決に努めていきたいと考えております。

ただ、何度も御答弁をさせていただいておりますが、導入に当たっては多額の費用が必要でございます。国の補助事業等を活用し、最適な財源確保ができる事業を見極めて、令和7年度での事業実施を目指してまいりたいと思っております。

次に、農業の振興策についてでございますが、担い手不足や高齢化によりまして、遊休農地が年々増加しております。議員御指摘のとおり、生産者の維持、増加に取り組みたいと考えております。

米価が幾らか以前のように戻ればいいわけでございますが、なかなか期待できない中、オーガニックビレッジの実現や水田園芸の取り組みによって活性化を図りたいと考えております。

後段のところでの組織の再編のことがございました。

第4次の行政改革計画の基本方針にもありますように、地域社会の活性化と住民福祉、町民サービスの向上を図ると同時に、持続可能な行政運営のため、行政改革を推進・実施し、効率的な行政の実現を目指すこととしておりまして、これらの実現に向けて、1点として、組織機構の見直しと定員適正化等の改革、2つ目として、人材育成を定着させる改革、そして、3つ目として、事務事業の見直しと民間活力による改革等の取り組みについて、精力的に議論・検討を進めております。本年度は、先ほど申し上げましたが、5回の組織機構・人事管理適正化委員会を開催しておるところでございます。

また、令和6年度は、第4次の行政改革計画の最終年度となっておりまして、計画期間の5か年間の実績を検証した上で、第5次の行政改革計画の策定に向けて協議を進めてまいりたいと思います。

産業課を2つの組織に分けて、商工観光、林業、農業それぞれ独立した部署を創設したらどうかという御提案でございますが、課の新設、統合や定員適正化及び人材育成も視野に入れた組織全体の機構改革の検討を引き続き、申し上げました組織機構・人事管理適正化委員会を中心に協議を行って、検討していきたいと考えております。これは、職員で構成しておりますので、本当に重層的にそうした議論をさせていただいて、職員の提案も大いに期待をしておるところでございます。

それをもちまして、魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくりを職員一人一人が考え、そして行

動し、連携してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 機構改革と言われましたが、産業課は、合併以来18年この体制で来られたと思っております。20年近くたつと、やはり状況も変わってきます。これからは、循環型社会へと変わっていく時代、循環の輪をつくり出していく時代へと進んでいくと言われています。農業、林業、今ここにある資源で、この町内で、この高津川流域という域内で経済が、なりわいが回っていく、循環していく、早急に構築することだと思います。

そのためにも、やはり農業、林業に特化した農林グループ、商工観光に特化した商工観光グループ、今すぐにでも立ち上げて、循環の輪を動かすべきだと思っております。これは、町長の決断で動くと思うんですが、いま一度、町長の考えをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 合併をいたしまして、少し機構改革をこの20年近くの中できさせていただきましたが、申し上げましたように、議員からもありましたように、産業課につきましては大きな変更はなく今日に至っております。

ただ、一方では、1次産業、2次産業、3次産業含めて、全産業にわたってここを本当数年で大きく様変わりをしておったり、加えて予期もしなかったコロナがあったということで、非常に状況が大きく変わってきておりますので、少しそうした視点からも検討していかなければならぬかと思います。

そのためには、先ほど言いましたように職員も見方というふうに私は非常に重要視しておりますので、トップダウンでできない案件ではございませんが、やはり現場の一番お困り感があつたり苦難をしている職員がどういうふうに考えるかということを、まず私は尊重していきたいなと思っておりますので、先ほど言いました委員会のほうを活発に議論していただいて、その報告を受けながら、職員と一緒にこの点については考えていきたいなと思っております。

そのことが、結果的に、今回、議員のほうからもありました商工観光とか林業とか農業とか、それぞれ独立をしたというような表現もございますが、そうなるかどうかは別にして、職員の目線で考えてみるのもいいかなと思っています。

これが、やはり前段で議論をさせていただいた、よりよい職場の環境であつたり働き方改革だろうと思います。幾ら先を見据えて、課を独立をして、分離をしてという、これも一つの方法かも分かりませんが、分離をしていくと、スタッフが少ない中やっていかなければならない。そうすると、それぞれで与えられた仕事に対してどういった対応ができるかというと、結果としてやはり同じように時間外が増えたり休暇が取れなくなったり、それから精神的な疾患を患つたりということがあるわけでございますので、こうした健康管理、安全衛生ということも考えながら、

職場のあり方がどうあるべきかということを考えていかなければならぬと思いますので。

まさに、ここは、私は、それぞれの原課のほうの状況を事細かに承知しているちょっと立場にないということも残念ながらございますが、職員の目線でそうしたところをしっかり検証していただいて、職場のあり方を検討してもらうのも、私は非常にいい策ではないかというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほどの同僚議員の質問の中で、有機農業の話が出て、町長も前向きに検討して取り組んでいくといわれるような答弁だったと思うんですが。やはり、有機農業ももう世の中の方向と言いますか、もうそういう流れの中で動いていると思うんです。吉賀町は有機の里と言われている町ですので、率先して取り組んでいくということになっても、有機農業、農業、林業に特化した専門の職員を養成するとかと言われていましたが、やはりそういう専門の分野で頑張っていくのが一番進めやすいんではないかと思っております。

また、林業も、この前も新聞に出ていたんですが、匹見の話が出ていて、広葉樹でいろんな家具や小物の制作をしてというのが益田市で記事が出ていましたが、そういうこともいろいろ関連して広がってくると思うんです。

町長も言われましたように、イクボス宣言。当時の管理職の皆さん、されているんですが、本当にその宣言通りやってほしいと。町長、何%とか言われたんですが。やはりウェルビーイング、自分が幸福度、幸せなんだと、これが幸せなんだ、これがいいんだという、その気持ちが、幸福度が芽生えないと職場でもなかなか、能力と言いますか、なにが上がってこないというようなことも言われております。しっかり組織を固めて取り組んで、とにかく商業が賑わいの元になってくると思うんですが、どうしてもこれ、町長に決断して進めてほしいと思っております。もう一度すみません、今のこれからイクボスでみんなで一緒にやっていくというのをお伺いしたいんです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） イクボス宣言をしておりますので、ということではなくて、こうしたことでもやっぱり町としては取り組んでおりますので、こうしたことでも含めてやっぱり働きやすい職場、管理職、それから職員、吉賀町役場全庁を上げて、働きやすい職場作りに取り組んでいかなければならないかと思います。

イクボス宣言をして、時間が少し経過をしておりますので、こうした内容もやはり改めていかなければならぬ時期かも分かりません。それから、それをしっかり今度は職員のほうへもう一度周知をするという作業も必要ではないかというふうに思っておりますので。途中でリタイアすることなく、新しい第二の人生ということで、また違う道でという職員も当然おりますので、そ

こはもう尊重していかなければなりませんが、この吉賀町役場で働いていくということであれば、しっかりとその目的が達成できるような職場に作り上げていかなければならぬというふうに思っております。

それから、定員適正化計画とかということの関連申し上げますと、ほかの議員さんからもあつた医療の関係のよしか病院の夜間の救急医療もそうなんですが、本当にスタッフさえ揃えばできるわけです。ですから、吉賀町役場、今、定員適正化計画 103 人で動いていますけど、今その中で、皆さん方から本当にニーズのあるものを全てやるというのはこれまづ不可能だと思います。それを無理やりやろうとするという部分があるから、時間外もしなければならない、休暇も取れない、そうしてやはり精神疾患に陥るというようなこの負のスパイラルになってしまふわけですから。次の第5次定員適正化計画はこうしたことを加味しながら、本当に適正な人員はどのぐらいか、そこをしっかりと皆さんにお示しをしながら。これは人が増えれば人件費が増えるということで、それはそれで財政に負担をかけるわけですが、そこはやはり見定めていかないと、この行政自体が持たないというふうに思っておりますので、しっかりと時間をかけて精査をさせていただいて、また次の計画を作り上げていきたいというふうに思っております。

それから、匹見の話がございます。新聞にも出ましたが、これまでに今、私のほうで施政方針に上げております。総務省の例の地域活性化企業人事業、これをああいう形でやっていきたいなというような思いもございますので、そのところは付け加えさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今朝の新聞に従業員 100 人を超える企業には、男性の育休取得率の目標を設定し、公表するよう義務付けるというような記事も出ています。100 人を超えるような企業、職場ですが、こういう取得率とかいう目標も設定して公表していくようになると思うんです。働き方改革、しっかりとして、若い人に選んでもらえる、働いてもらえる、そういう職場を目指して、それが町民の皆さんにも喜んでもらえるんじやないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問が終わりました。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午後 0 時03分休憩

午後 1 時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、昼休み休憩に続き、午後の会議を、一般質問を再開します。

4番目の通告者、9番、藤升議員の発言を許します。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 日本共産党の藤升正夫です。

本日は、まず最初に、兼業農家への支援の強化を求めて、町長に質問をいたします。

昨年の12月議会に、農業を含む町内で事業を営む全業種を対象に、原油価格や物価高騰の負担軽減と事業継続につなげるため、支援金を交付する予算が出されました。赤字が続く農業者への応援などと期待していましたが、支援の対象に、農業収入金額が全体の収入金額の50%以上を占めている者という条件がつけられ、多くの生産者が支援の対象から外されました。幾らかでも赤字を減らし、生産を続けようという人を励ます姿勢を町長はなぜ持てないのか、大変疑問に思っています。

今年の1月初めに議会閉会中の質問で、この物価高騰対策経営継続支援の対象に、農業収入全体の収入金額の50%以上を占めているという条件を外すことを求めました。質問への回答には、販売農家のうち、農業による収入が主となる農家を対象としました。このことは、これまで同様の対応を取っています、とありました。同様であれば、支援する対象者が限られることを議会で説明をしなくともいいのか。役場全体が情勢の変化をしっかり受け止め、政策に反映する意識を高める必要があると思います。町長の見解を求めます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、藤升議員の1点目でございますが、兼業農家への支援の強化をということで、まず1回目の質問にお答えをしたいと思います。

今回の物価高騰等対策経営継続補助金でございますが、原油価格や物価高騰が経営に大きな影響を及ぼす町内事業者の負担軽減と事業継続につなげるため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、農家も含む全業種を対象にして支援金を交付するといったものでした。

「よしか振興券」のように、町民一律に支援する交付金とは違い、事業者によって影響する額も違うということから、売上高別に支援金を交付するという制度設計でありました。予算的には3,659万円を予定し、3月5日現在、事業費ベースで97%の執行と非常に多くの事業者に活用していただいたところです。

兼業農家の方に対しましては、これまで米価下落対策や、肥料価格高騰対策事業等、農業生産者に寄り添う様々な支援策に取り組んできたところではありますが、今回は、国が示した交付金の推奨支援事業メニューの事業者支援という観点から、販売農家のうち、収入の半分以上が給料等で占める兼業農家ではなく、農業による収入が半分以上となる兼業農家を対象としたところです。

これまでの支援金の制度設計もそのような対応を取っており、その都度ホームページ等で交付

要項等を載せて周知していましたが、今回議会で説明がなかったという御指摘に対しましては、決して意図したところではありませんが、思いが伝わっていなかつたのであれば、大変遺憾であるというふうに考えております。

また、国際情勢の不安定による肥料や農業資材の国際価格高騰により、農業経営コストが上がり、生産者の経営に影響を及ぼしていると理解していますが、限られた予算の中においては、兼業農家全ての方に支援できる制度設計になつていなかつたことに対しましては、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 私は、これまでこうであったから、ということに対して疑問を呈しています。これまでそうだったかもしれないけど、どんどん情勢が変わってきている中で、どうしたらいいのかという選択を考える、そのことが重要であるというふうに思っていますので、その点については御理解をじやなくて、十分注意をして施策の展開をするのが、町長の役目であろうと私は考えます。

そして、吉賀町の農業振興ビジョン、これには、水田農業を支える担い手の高齢化、後継者不足が深刻化している。小規模農家は、農地の利用、農業用施設の維持・保全等で大きな役割を果たしていると水田農業者の現状を示していますが、耕作されない農地は増え、午前中の議員からの質問に対して、町長も遊休農地が年々増加していると、そのことについて認めておられます。

多くの生産者が毎年赤字なのに、しんどい思いをして水路の土砂を取り除き、何度も暑い中草刈り、農地とその周辺の環境維持に努めているのはなぜだというふうに思うか、町長の今取られている状況についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2回目の質問にお答えをしたいと思います。

町内におきましては御承知のとおり、高齢化や担い手不足によりまして、耕作されない農地が増えているのは、議員御指摘のとおりであります。

農地は、食料の安定供給を図るための重要な生活基盤であるため、農地法第2条の2におきましては、農地の権利を有する者の責務として、農業上の適正かつ有効な利用を確保することと規定をされています。このため農業委員会では、毎年、農地の利用状況について現地調査を行い、遊休農地の所有者に対して、農地の利用意向調査を行っております。町外の方に対しては、農地の維持管理のお願い文を郵送して対応するなど、遊休農地の発生防止・解消に努めていますが、遊休農地の面積は年々増加しているのが現状で課題になっていると認識しております。

また、多くの生産者は、農地と集落を守るために、環境維持に努められていますが、高齢化などの理由で個々の農家で行うことが困難になってくる場合は、地域ぐるみで農地等の維持・保全活

動を行う、多面的機能支払制度などを活用するなど、集落維持という観点からも取り組みを進めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 地域ぐるみというふうに簡単に言われますけど、本当にそれが、それで解決するんですか。みんな年がいっているんですよ。そして、ほかの生産者が撤退したところの分までやろうと思ってもできないんです。簡単に地域ぐるみでとかいうことを、対策としてここで答弁する内容かと、私はすごくいらいら感が高まってしまいますけど、そんな簡単じゃないんです、生産者は。先祖から受け継いだ農地を何とか守らなきゃいけない。またある人は、自分が荒らしたらほかの生産者に大迷惑かける。そんなことしちゃいけない。そういう思いの中で必死でやっている。そのところをもっと感じてほしいんです。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私も家には1町の田んぼがありますし、数反の畠もございます。こうした仕事をしながら私もやっておりますし、それから、地域の皆さんと一緒に、営農法人ができましたから、農事組合法人ができましたから、そういった意味では本当に助かっておりますけど、やはり家族を挙げて、親族を挙げて、そして地域の皆さんと協力しながらやっているのが現状でございます。

ですから私は、決して今議員がおっしゃられたような苦労が分からないということではありません。そうしたこと踏まえた上で、行政として御支援なり、お手伝いができるところは精いっぱいやっているところでございます。

一つ問題は、財源に限りがあったり、あるいは国や県の制度に準じてやることになれば、一定の制限がかかるということは御理解をいただきたいと思います。

そうした中ではございますが、本当に苦難をしておられる、苦労しておられるというその農家の実態というのは、私は重々承知をしているところでございます。私の地元でも、そうは言いながらも大変苦労しておられて、そうした声はたくさん届いております。100%その思いにかなえられるような施策も本当にあげたいのは山々でございますが、現実問題として、そのことが100%かなっていないということは、先ほど申し上げたような、いろいろな環境があるということは御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） なかなか理解がしにくいんですが、今、うちらの近所の人もですし、うちらのところの朝倉なんんですけども、営農組合で何とか集落全体を荒らさないようにというふうにやっていますけども、そういうところがないところの生産者のお話を伺うと、もう自分が壊れるか、機械が壊れるか、壊れたらもうやめるしかない、そういうふうにおっしゃっていま

す。後継者がどうかという点で、今のような米価の状況で利益が出ない、そういう中で、特に水田農業の場合ですけども、なっています。一時は、お米、今、30キロ単位のところでいいと思うんですけども、一時は30キロで1万円を超える、そういう金額でしたが、今6,000円前後です。そういう中で国のはうは、1俵で9,000円以下とか、そういうような数字を示すところまで、生産者に対する、何といいますか、いじめと言いたいんですけども、そういうようなところまで言われています。

これも財界の言う意見に従っての反応だと私は考えていますけども、今本当に大事なのは、国際的にも食料難、食料不足、そういう中で、日本の食料の自給率、カロリーベースで38%とも言われますけれども、今、農業基本法を変えて、その目標ですら重要なところから下のほうに下げて重視しない、そういう姿勢まで国のはうは持っています。何かのときには芋を作れと、そんなことが、今国が言うことかと私は思っていますが、少なくとも日本に住む人が、日本の中で生産されたものをしっかりと得られるような、そういう環境づくりを、これは町だけの責任ではありませんが、国が本気で食料安全保障をどうするのかと、そこを国がしっかりとやらなければいけないことだというふうに思います。

町としても、少しでも生産者の方々の頑張りを、町も大変だけども何とか応援しようというメッセージを含めた支援、そういうものを私は必要ではないかというふうに思います。そういう点でもう一度、今踏ん張っている生産者を支える施策の打ち出し、このことについて改めてお聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3回目の質問ということでお答えをさせていただきたいと思います。

人・農地プランが令和5年度より法制化されまして、地域計画という名称となりまして、地域農業のあるべき姿と将来にわたって守りたい農地を選定し、農地一筆ごとの将来像を記載する目標地図の作成は、令和6年度中に策定することとなっております。

国は、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みを加速することが喫緊の課題であるといたしまして、地域計画の策定を通して、農地集積を進めていく方針です。

農地集積することで、経営基盤を強化し、農地を維持している法人や個人生産者が町内にも存在しますが、議員の指摘のとおり、維持ができなくなっている農地、地域も当然存在をいたします。

経営基盤を強化いたしまして、農地を維持している法人や個人生産者がいないような地域では、農地の集積ではなく、担い手の確保が課題であると認識しております。そのため、地域計画は、農業担い手をどう確保するか、維持するかを地域で考え、実行していく計画と捉え、集落におい

て生産者と話しながら策定を進めていきたいと考えております。

もちろん、担い手の確保につきましては、新規就農者だけではなく、既存の農業者が耕作し続ける体制づくりを、集落ごとに話し合いながら進めていきたいと思っております。

既に、各集落でも取り組まれている中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用も既存の農業者を支える制度であります。地域コミュニティを強めるための制度でございます。

繰り返しになりますが、集落での話し合いを通して既存制度の活用を進めながら、それぞれの集落に合った農地を維持していく仕組みづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

先ほど議員のほうからは、いろいろ御意見をいただきました。私も先ほど言いましたように、田畠をやっているような一人でもございますので、言われることは重々承知しておりますし、思いは一緒であるというふうに考えております。

やはり、町としても頑張る、島根県も頑張っていただきたいとそれは当然行いませんが、まず国政の場で、こうしたことを私はしっかりと議論してもらいたい。その上で、国がここまでやります。島根県、都道府県をここまで補完してください。そのできないところを、じゃあ基礎自治体でやってください。こうしたところをやっぱり国政の場でしっかりと私は議論をしてもらいたい。国会議員の先生がどうこうということは私はあまり言いたくないですが、中央のいわゆる省庁、こうしたところが——これは農地だけでなく、山もそうなんです。私も年に1回、国土交通省であったり、農林水産省であったり、林野庁の皆さん、幹部の皆さんと意見交換をする会が、大体春と秋に1回ずつありますけど、我々がこの現場を訴えると、「なんですか」と初めてそういう発言をされる方もいらっしゃいます。大変残念であります。

ですから、国、省庁が行っている今の政策が、まさに金太郎あめで、全国の1,800の自治体で通用するかというと、決してそうではないんです。もっとこの自由度を与えていただいて、この創意工夫が島根県であったり、こうした吉賀町で生かされるような、融通が効くような制度をつくっていただければ、我々としても非常にやりやすい。こうした制度設計をまず国で置いて、やっていただきたいなというふうに思っています。

当然、我々も汗をかかなければいけません。至る所でこうした意見を上に上げていきますし、当然、我々の立場で要望活動もありますので、島根県とか国に対しての要望活動もさせていただきますが、まずは国政の場において、こうした議論をしっかりと私はやっていただきたいなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） しっかりと私も国政の場でということではありますが、そのときに、価格保障であったり所得補償で、若い人も心配なく農業のところに入り込める、そういう環

境づくりをするというのがやはり今求められているというふうに思います。

続けて、次の質問に移っていきたいと思います。

今日、午前中もパワーハラスメントについての質問もありましたけれども、まず最初に定義の確認についてさせていただきたいと思います。

このパワハラの定義について調べてみると、組織などでの地位や人間関係などの優位性を利用して、他人に嫌がらせをしたり、苦痛を与えることですと。暴力、言葉での侮辱、適正な業務範囲を超えた仕事の強制、逆に仕事を与えないなどの行為も当てはまります、と解説しておりました。

厚生労働省の提示する3つの要素を全て満たすものがパワハラに相当するとして、要素の1に、優越的な関係に基づいて行われること、要素の2に、業務の適正な範囲を超えていたり、要素の3に、身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害するの3点を提示していました。

以上のことについて、町長の認識と一致しているか、お聞きをします。

一致しない点がありましたら、説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、パワーハラスメントについてということで、まず1回目の質問にお答えをしたいと思います。

ハラスメントの防止につきましては、ハラスメントの防止等に関する要綱にもありますように、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮のため、男女共に働きやすい職場環境を確立することを目的に、ハラスメントの防止並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応することとしております。

本年度は、不燃物処理組合及び養護老人ホーム組合の職員にも、ハラスメントに関する基本的な事項や防止等について理解を深めさせていただくため、吉賀町と合同の職員研修会を開催し、働きやすい職場、風通しのよい職場づくりの学習を進めております。

議員のほうからお話をありました、職場におけるパワーハラスメントの定義についてでございますが、御紹介にございました、まず1点目として、優越的な関係を背景とした言動、2つ目として、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、そして3つ目に、労働者の就業環境が害されるもの、この3つの要素を全て満たすものと認識をしておりまして、御質問の内容と一致をしておるということをお伝えしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 次の質問は、今のパワーハラスメントと直接関係があるか、分かれづらいところの質問になりますが、職員が困ったときであるとか、困難な事案を抱えたときに、

助け合う環境が役場の中に十分にあるというふうに考えているのか、町長の認識についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは2回目のところでございます。

職員が困ったとき、困難な事案を抱えたときに、助け合う環境が役場内に十分あると思うかとの御質問でございますが、日常的な職員同士の助け合いは行われておるというふうに思いますし、そうでなければならないというふうにも考えております。

また、制度として、職員からのハラスメントに関する苦情の申出、相談に対応するため相談員を配置して、相談員及び所属長等による苦情相談の対応を行うこととしておりますが、できるだけ初期の段階で相談できる仕組みづくりや、相談しやすい窓口となるよう努めていかなければならないというふうに考えております。

じゃあ、それがしっかりと機能しているかどうかということにつきましては、これは個々の職員の考え方でございますので、私のことで、一つ一つの事案について申し上げることができませんが、ほかの議員さんのところからも今日もございました。やはり職場の環境等を考えると必ずしもそうなってない部分もあるというふうに私は認識をしております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、1人の職員がいろんな、たくさんの仕事を抱えている。そつちに専念していると思うと、なかなか、聞けばいいんだけど聞けない。特に若い人の場合、そういうことを感じております。

質問の通告では、今年新たに採用された職員は何人が加わるかということで質問通告をしておりますが、午前中の質問の中での答弁でも、今の採用の状況についてのことについては述べられないというふうな答弁でした。ざっと2桁近い職員が新たに新年度から加わってくるだろうというふうに推測をしているところですけども、そこでお聞きするのは、新しい職員が入った職場というのが、自分の仕事もしなきゃいけない、それから新人さんの教育もしなければならない、そういう環境の中で、非常に、より複雑で、なおかつ詰めた仕事を余儀なくされるであろうというふうに思います。

そこで私が町長に求めるのは、まずは、この4月、5月の中で、できるだけ新人の方が入られた職場に顔を出し、職員の意欲や不安、それから不満も含めて直接感じ取りながら声をかけていただきたいということです。

午前中の答弁の中には、職員の話に耳を傾けるという趣旨で答弁もありましたけれども、その職場の雰囲気、そのことを直接感じていただいて、困難なものがないか、あるときには一緒に考えよう。そういうメッセージを職員の方々に、ぜひ、出していただきたい。このように考え

るわけすけども、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今日、前段の、ほかの議員さんのところでもお答えをさせていただきました。具体的な採用といいますか、内示の人数については、現段階においては、なかなか答弁できないというお話をさせていただきました。とは言いながら、今、議員さん言われるように、現状とすれば、例年なく、多くの方々に内示を出しているような状況でございます。そうした状況でありますので、また、新年度になりましたら、本当に新しい職員を迎えるというような状況が出てきます。

それから、現状申し上げて、これまで職員の方といろいろ意見交換をする場がたくさんありました。ここ数日間の中でもございました。特に若い職員のほうからは、当然、行政ですから大切な仕事を次の世代へ引き継いでいかなければならない。そうすると、今、お話があったように、自分の仕事をしながら、後輩職員にもそれを伝えていかなければならない。これは当然でございます。ただ、なかなか、そのところが、いわゆる事務の伝承であったり、技術の伝承であったり、それができ切れていない。こうした現状がありますということは、直接職員のほうから私のほうに声が届けられました。ああ、本当にそうなんだなと。

それから、特に、医療現場でいうところのプリセプターという制度がありますが、こうしたこともなかなかやり切れないこともあるという話もございました。大変そうした厳しい状況が、今、吉賀町役場の中でもあるということは、私も認識をしておるところでございます。その上でございますが、働きやすい職場、それから風通しのよい職場づくりを推進していくためにも、職員の意欲の向上、それから不安及び不満の払拭につながるよう努めてまいりたいと思います。

また、職員一人ひとりの公務員倫理やハラスメント等に関する基本的な事項、ハラスメントの防止、求められる役割についての知識、理解をより一層深めるためにも必要な研修、対策等に努めてまいりたいと思います。

それから通告にもございました、今、お話もございましたが、本当に新年度になったら、この状況でいくと、かなり多くの、本当に例年よりかなり多くの新人職員を迎えることになります。恐らく全セクション、課に対して新人職員の配置をしなければならないというような状況になろうかと思いますけど、こうした状況の中で、いろいろ、今、申し上げましたような、職員が現場で不安等も抱えておりますので、極力私もそうした現場に足を運んで、職員の方といろいろ意見交換をさせていただいたり、こうした機会を努めて設けていきたいなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤井議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 役場の仕事というのは、柿木の庁舎とそれから六日市の庁舎で、直接町民の皆さんから、例えば、ここで言えば、税務住民課のほうに足を運んでいただいているわけですけれども、一定の件数をこなす中で仕事を覚えるという側面があるところについては、やはりどんどん学ぶ機会も多いと思うんですけども、件数が少ないところというのは、なかなか十分仕事に習熟するまでに至らないと、そういう傾向を私は感じております。そういう点では、新人さん、そういうところも配慮して、職員の皆さんと考えていっていただきたいというふうに思います。

それで、これは通告では出しておりませんけれども、このたび退職をされた方、また予定されている方の中には、町長が積極的に困難を解決するため行政のトップとして行動をしていれば、退職に至らなかつたのではないかというふうに私が感じる職員もいます。やっぱり町長の場合、役場の中だけではなくて、対外的な分野では、町のトップとして、直接相手方のトップとしっかりと理解し合う、そういうところにより力を注いでいただきたいと。そのことで、町長がそこまでやるんだったら、また相手の出方が変わってくれれば、まだ何とかしようという気力も多少なりとも上がってくるのではないかというふうに思います。

午前中の、これは公民館長の質問に対してのところで、町長は汗をかいていきたいという答弁もされていましたけれども、本当に自分が町長でなければできること、その仕事を本気で向き合っていってほしいというふうに思いますけども、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、前段のところで、職員個々のスキルアップのためのお話もございました。当然職員はそうしたことを目指して、現場で日々頑張っているというふうに思います。いろいろ技量を上げていくためにどうした努力をしていくかというお話だろうと思いますが、やはり医療の現場でもそうですが、なかなか症例の多いところを目指して職場を求めていく。そうするとスキルがどんどん上がっていくということですから、どうしても、逆にいうと、そうしたところに医師やそれから看護師が集中すると。であるがゆえに、こうした過疎地には症例が少ないので、そうした医療従事者が職を求めてこないということでもあろうかと思います。

役場の仕事もそうでありまして、やはり事例が多いところでは職員のスキルアップはできると思います。ただ、そればかりを言っていると、なかなか人員の配置が難しいところがございますので、幾らか定期的なローテーションをしながらということ。これに、今日ほかの議員のところで申し上げました、役場の中の定員管理、人事適正化委員会のほうで、今、そうしたことも含めて、今、検討させていただいているところでございますので、その議論を少し待ってみたいなどいうふうに思っております。

それから退職者の話もございました。やはり定年退職をするまでに職場を離れる、大変残念な

んですが、それぞれ個々の事情の中で職場を離れるという決断をされたということでございます。極力働いておられる職場に問題があるのであれば、やはりそれを改善する。それを今、先ほど言いました、そうした委員会の中で議論をしておりますので、これも少し時間が掛かるか分かりませんけど、対応をこれからしていきたいなというふうに思っております。

職場環境を改善をしていきませんと、なかなかお互いが風通しのよい中で、情報交換しながら、意思疎通を図りながら、仕事をしっかりとやっていくということにはなりませんので、ここはほかの議員さんからも御意見をいただいておりますので、そのことをしっかりと踏まえて、これからも対策を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 職場環境もですけども、トップとしての役割、そこをいま一度積極的に考えて行動に移していただきたい。そのことで、本来なら、もっと風通しのよい状態であれば、もっと状況が変わってきたであろうと。例えば、医療のところで言えば、石州会さん、この町では直接医療に携われないわけですけれども、石州会とのトップ同士での信頼関係の構築。ずっとできてこなかった。そのことが石州会からカタクリ会への業務の移行に際して必要な情報も出してもらえない。そういうところにつながったんではないかと私は思います。結果論でしかありませんが。しかし、もっと町長自身が、自分はこの町の、役場のトップだ。トップは何をしなきやいけないのか、しっかりと見て行動をお願いしたいと。前の町長と比較してはいけないですけども、例えば、用地交渉、なかなか進まない。そこに、前の町長は行って、交渉の前面に立って、行っておられました。それで成果が上がったかというと、そのことについては分かりませんが、一緒に現場と困難解決しようと努力する姿が私はうれしかった。それが町長だというふうに思います。

改めてトップとして、火の中の栗を拾う。そういう覚悟を持って、ぜひ、町長としての役目を果たしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これまで、私もこの職になって7年目に入りました。いろいろなことがございました。決して火中の栗を拾うような、そうしたことはしたくないと、こんなことではなくて、いろいろな面で、いろいろな形で、私も努力したと思いますが、まだまだ議員のほうでは、それが十分でないというような認識だと思います。それは私の不徳の致すところでございますので、いただいた御意見、しっかりと拝聴させていただいて、残された任期もまだしばらくありますので、しっかりその職責を全うしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 次の質問に移ります。

相続登記の手続きについて、役場が行えることについて質問をするわけですけれども、これは、松江の地方法務局が出している分であります、相続登記の申請が義務化されますということで、今年の4月1日からということになっています。

そして、この相続登記の義務化がされたことについて、正当な理由がないのに相続登記をしなかつたら10万円以下の過料、過ち料が課せられる可能性があるという文言の入ったチラシ、これは法務省の民事局が作成をしております。罰則が科せられるのはどのような場合となるのか説明を求めます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、相続登記手続きで役場がすることは、ということでお答えをしたいと思います。

まず最初に、議員も御存じのとおり、登記の事務をつかさどるのは不動産の所在地を管轄する法務局となります。当町においては、登記の事務を執行することができないため、可能な範囲での説明となります。また、法務局に確認した内容をお伝えすることをあらかじめ御了承いただきたいと思います。

登記事務が義務化されるまでの経緯としましては、所有者が亡くなったのに相続登記がされていないことによって、登記簿を見ても所有者が分からない、所有者不明土地が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引、公共事業の阻害が生じるなど社会問題となっております。この問題を解決するため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

そこで、1点目の質問についてでございますが、正当な理由として認められる場合のものといったしましては、相続登記等の申請義務に係る相続について、相続人が極めて多数に上り、かつ、戸籍関係書類等の収集や他の相続人の把握等に多くの時間を要する場合や、相続登記等の申請義務に係る相続について、遺言の有効性や遺産の範囲等が相続人等の間で争われているために相続不動産の帰属主体が明らかにならない場合などが上げられます。

または、これらに該当しない場合においても、個別の事案における具体的な事情に応じ、申請をしないことについて理由があり、その理由に正当性が認められる場合には、正当な理由があると認めて差し支えないとされています。

登記官による正当な理由を確認した結果、正当な理由として認められない、こうした場合に罰則が科せられるとされております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今までしなくともよかつたものが変わってきたという中で、では、この登記については、今町長が言われたように法務局の仕事であると、そのことについてはいい

んですけども、相続登記をしようという方で、そういう仕事をされるところにお願いをする方はいいんですけども、自分でやろうという人に対してどうするのか。

そこで、私が今思いますのは、少なくとも役場の中でどういう書類、書類といつても、それこそ戸籍謄本であったり、また、亡くなられた方の住民票の除票であったり、そういう、その人自身じゃなくて亡くなられた方から順繰り、本来の相続していくべき人たちがどういうつながりになっているのかという確認のできる書類ですけれども、それが、こういう場合だったら、4通要りますとか、8通要りますとか、非常に複雑に示されております。

ですから、可能な範囲で役場の、特に相続登記に必要な書類等を求められたときには、こういう場合でしたら、どういうものが何通要るか、そういう案内ができるものを役場の中にはなえられないかというふうに思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、1回目の質問でございます。

議員が言われますように、不動産登記法第6条に、登記の事務は、不動産の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所がつかさどるというふうに定められております。

相続登記に必ず用意しなければならないものは、相続人ごとに必要な書類が異なるため、法務局等で御相談をいただいた上で必要書類を申請していただくことをお願いしております。

例えば、遺産分割協議によって相続する場合や、遺言によって法定相続人が相続する場合、または数世代前の被相続人名義のものを相続する場合など、共通する主要な必要書類もありますが、ケース別に必要となる書類と必要な部数は異なることがあります。このような内容を当町の職員が必要書類について判断することは難しいため、法務局や登記の専門家である司法書士等に御相談をいただいた上で、必要書類の申請をしていただくように御案内をしているところでございます。

なお、相続登記の手続きにつきましては、法務局のホームページを御覧いただくな、法務局の窓口、あるいは登記の専門家であります司法書士や司法書士会等での対面相談や電話相談を御活用いただければというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 主たる事務をするのは法務局であるというのは分かっていますが、私が言うのは、相続登記をしなさいと言うのであれば、例えば、今、税務住民課の窓口のところでも相続登記してくださいという趣旨のチラシが何枚も机の上に置いてあります。であるなら、多少なりとも情報提供をできるものを置くということについて、どのように考えるかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 極めて窓口的な実務の話でございますので、これは所管しております税務住民課長のほうから答弁させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） お答えいたします。

相続登記に必要な書類等の御案内ということだろうというふうに思います。

例えばでございますが、登記名義人が亡くなった場合に、必要な戸籍関係の書類で言いますと、出生から亡くなるまでの一連のものを求めている方がおられます。それが必要なんだろうというふうに推測をされます。必ずそれが要るのか、全てが必要なのかということについては、私どもではちょっと判断がしかねるというところでございまして、一般的な御案内というものをするのが大変難しいものとなっております。

それから、先ほどは戸籍の書類でございますが、不動産の関係の書類につきましても、いわゆる課税台帳兼名寄帳というものを取得される方もおられますし、評価証明を取られる方もおります。それぞれ相続登記の申請をする中でこれが要る、これが要るというものを法務局なり、司法書士等が求める場合に判断をして、書類を整えているというふうに判断をしておりまして、一般的な御案内というものが非常に難しい問題となっております、というところで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 相続のときに、例えば、遺言書がないとか、それから今、存命の人との関係で一番しんどいのが、どこにいるか分からない、そういう場合についても、これはそれでもできるというルールもありますが、そういうことも含めて、多少なりとも、一般的なことの範疇を越えないんでもいいんですけど、相続登記について、役場でもまず何をしたらいいのか。基本は、法務局に聞いてくださいです、はっきり言うと。そこへ行けば、どういうふうに書いたらいいのかという説明書と書き方を書いたものがありますから、それに沿って書いてくださいというふうに、恐らく言われると思います。

以前、これは一番簡単な分ですけれども、名義変更一つ取っても、それはすごく手間のかからない分ですけれども、相続の場合はまた違ってきますので、今の相続関係を証明するものがないとできないというところから難しいんですけれども。今、新たにその罰金まで、過料、過ち料ですけど、求めると言うんだったら、言うんだったらですよ、もう少し役場のほうでもある程度の書類、ある程度というのはどういうものかと、そもそも相続登記というのは。そういうものが分かる物だけでも置いていただきて、私の知人なんかは、何で役場で少しごらい手伝ってくれないのかというニュアンスで言われましたけれども、法務局の仕事ではあるんですけど、必要な書類、役場で取らなければいけないものに関して、案内できるようなスタイルというのは取れないのか

聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 少し具体なところは先ほど税務住民課長が申し上げましたが、やはりその専門のところでないと具体なことが対応できないということは御理解をいただきたいと思います。

それから、そもそも相続登記とは何かとか、いつから義務化されるのかとか、その罰則の話もございますが、こうしたことを周知をしなければならないかと思います。当然、法務局のところにつくっておりまますし、これは島根県の司法書士会がつくった、これ窓口に置いておりますけど、今、窓口で何ができるかというと、まず、相続登記をしなければならないということをまずお伝えをさせていただいて、それに対して、やはりしっかり対応してくださいということで、こうしたチラシも活用しながら、しっかり周知をしていくということがまずやらなければならぬことだというふうに思っておりますので、こうしたことについては、また現場であります税務住民課のほうで考えさせていただきたいなと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） これで質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、9番、藤升議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後2時01分休憩

午後2時11分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

5番目の通告者、2番、村上議員の発言を許します。2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 2番、村上でございます。私は、大枠2点通告しております。地域公共交通網形成計画についてと、商工業の振興について、順に質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、地域公共交通網とはどのようなものか。これは、令和4年の3月定例会でも質問をさせていただいておりますが、いろいろ考え方方が変わることもございますので、改めて町長の認識をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、村上議員の地域公共交通網形成についてということで、まず、計画の認識についての質問でございます。

地域公共交通網形成計画につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づ

く法定計画であります。町の最上位計画であります第2次吉賀町まちづくり計画、これは平成29年6月に策定をしたものでございます。これに即した計画でございます。地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものとして位置づけられておりまして、町、交通事業者、利用者、関係者が知恵を出し合い、持続可能な地域公共交通の実現を目指すものでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 町長おっしゃるとおり、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープラン、私もそういうふうに感じております。

その中で私、これも何度も申し上げておるところになりますが、自動車社会の要素が高い中山間地域では、都市部のように歩道橋や地下通路のような大規模な歩行者通路はもちろん、十分な歩道の整備もなされていない幹線道路がある状態で、高齢者や子ども等、運転免許を持たない方たちにとっても危険であり、不便な状態となっております。こうした地域で歩行者区間も含めて、道路環境を含めた道路環境こそが地域公共交通網だと私は感じます。

本当幾度もなく訴えておりますことを、いま一度述べさせていただきまして、次の質問に入らせていただきます。

先般、施政方針によると、地域公共交通網形成計画の期間延長を含む内容変更をし、令和7年度に吉賀町地域交通計画を策定する予定となっております。

まずは、今までの計画に対しての進捗状況、どういうふうな取り組みをされていたかをまずお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目でございます。

この計画の中での進捗状況ということで、この計画に沿って、まず何をしてきたかということをお答えをさせていただきたいと思います。

まず、交通の見直しということで申し上げますと、令和3年度から蔵木線、蓼野線、高尻線の一部の便を区域運行化いたしました。令和2年度には、朝倉小学校の始業時間に合わせてダイヤ変更を行っております。

また、柿木地域から六日市地域への乗り継ぎへの改善に向けて、令和3年度から新畠線を新設、また、大井谷・杉山・下須線及び福川・桙谷線については1便ずつ増便をし、運行をしております。

次に、タクシー助成制度の導入検討につきまして、令和元年度から立河内・幸地地区及び木部谷・大野原地区に対し実証実験を行った後に、本格実施をしておりまして、年間700人を超える利用者が今、ございます。

また、市街地循環線につきましては、六日市地域循環線の導入に向けて、昨年5月より実証運行の開始をしているところでございます。

それから、情報提供の事業でございますが、令和4年度にバスマップを作成し、各戸配付をいたしました。

また、SNSでの提供といたしまして、昨年開始しました公式LINEに交通情報を掲載しております。今後も、計画に基づいて事業を進めてまいりたいと思います。

以上が、これまでこの計画に基づいて実施をしてきたものでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。

次の質問に入らせていただく前に、先ほど町長の答弁の中にバスマップ、SNS、LINE等の広報の活動をされたと、循環線に関して。ということではありましたが、せんだっても申しましたが、大体、月に10件程度、10名程度になるんですかね、の利用しかなかったということをお聞きしております。きっちとした周知がもっとできたのではないか、その辺が怠っていたのではないか、疑問を持ちながらではございますが、次の質問に入らせていただきます。

先ほどの施政方針の中にも内容変更し、吉賀町公共交通計画を策定するということでございました。

内容変更ということですが、変更が必要となった計画はどの部分にあるのか。そして併せて、六日市地域循環線の実証運行では、事前予約なしで乗車ができるようになるということも書いてございます。どういうふうなシステムで、この予約なしの実証運行をされるのか、併せてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは計画の変更について、まず私のほうから申し上げたいと思います。

このたびの計画変更につきましては、石見交通株式会社が運行しております広益線、この運行の財源といたしまして石見交通株式会社が国の補助金を活用していることによるものでございます。

変更内容としては、吉賀町の計画の中に国庫補助の対象路線であるということなどを追記をいたしまして、それに伴い目標値も追加をする予定でございます。

また、その補助事業期間において、町の計画が策定されていなければならないというようなこともございまして、現在の計画の期間を半年間延長する予定でございます。

それから六日市循環線の予約のことでございます。施政方針にも書いておりますが、少しその取り扱いにつきましては所管いたします企画課長のほうから御答弁を差し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、3月から六日市地域循環線、どのように変わったか御説明をさせていただきます。

今まででは利用をしたいということで、まず1時間前のところで六日市交通さん、タクシーの事業者さんに電話をして予約をしていただく必要がありました。これを、今、8便ほど定時で走らせるようにしているんですけども、この直前でも予約を受け付けて運行をさせていただくというふうに変更したものです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 8便の定時運行をされるということをお聞きしました。

現在、やっておられるのは定時運行はなかったと思います。予約だけのものだったと思いますが、すみません、その辺もう一度確認させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 申し訳ありません。1便が、例えば9時半ということになっております。必ずこの9時半、何か走るわけではなくて、予約があつたら動くということになっております。その予約をして乗車をするまでに、1時間前には予約をしてくださいということでルールを定めておりましたけれども、今回からは直前、なるべく早くがいいと思うんですけども、9時半少し前に連絡をしていただいたら、六日市循環線の利用ができるということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。

9時半に循環がスタートするが、予約がなければしないというところだったんだと思います。分かりました。ありがとうございます。

そもそも循環ということは、やっぱり一回りして元へ帰り、それを繰り返すことで循環になるという認識でおりました。ですので、定時運行がしっかりされる要素がなければ、利便性として欠ける部分があると私は思っておりましたので、その辺をいま一度、よくなるということですので、定時運行しっかりされて、本当自由に使えるような環境をつくっていただくことを願いまして、今後も活動していただけたらと思います。

それで、1点ごめんなさい。これ質問には入れておりませんでしたが、地域公共交通計画へ変更して、令和7年度に策定するという施政方針演説の中にもございましたので、この地域公共交通計画へ変更するメリット、変更する要点ですね、お聞かせいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、質問のございました施政方針の中に期間延長を含む内容変更を行つて、令和7年度に吉賀町地域公共交通網形成計画に変わる吉賀町公共交通計画を策定する予定としております。ここだろうと思いますので、これにつきまして、少し担当課長のほうから御説明を申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、地域公共交通計画について違ひなんすけれども、先ほどの地域公共交通網形成計画、これは地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタートップランであると。この役割というか、基本的な役割というのはあります。それにプラスをして、3点大きく変わります。

まず、公共交通以外も含めた移動サービスの総動員の検討、もう1点が国庫補助に係る計画と当該計画の計画間との連動の検討、再編成等に係る事業メニューが増えて使い勝手が向上する、3点あるんですけれども、後段2点はどちらかというと補助金だったりとか、新しい事業を導入するときのことです。

一番最初に言いました公共交通以外も含めたというそこなんすけれども、一般的に公共交通機関と言われるものは、鉄道、路線バス、こちらで言うとあとはタクシーといったようなところだと思うんですけれども、これに加えて自家用有償旅客運送だったりとか、福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等の送迎サービスといったような運送しているようなサービスをフル活用、フル動員をして、地域の公共交通を支えていこうといったようなことができる計画になるということです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。丁寧な説明ありがとうございました。

では、私の次の質間に移らせていただきます。

4番目に通告しております、施政方針の中に、国道、県道の整備について、引き続き島根県へ要望していくというものがございます。具体的にはどのような要望をしているのか、そして今後していくのか、これも何度も何度も聞かせていただいておりますが、いま一度、答弁をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、要望の内容について御答弁を差し上げたいと思います。

吉賀町内にあります国道、県道の管理、あるいはその整備につきましては、担当しておりますのは島根県でございます。

要望等につきましては、吉賀町とそれからお隣の津和野町とで構成をしております鹿足土木協会、この組織をもって、年に一度、両町における土木施設等の整備促進に関して取りまとめを行った上で、島根県へ要望しているところでございます。

要望箇所につきましては、県庁の島根県知事、副知事、それから島根県議会の議長、そして担当部署であります土木部、それから農林水産部、こうした部署のほうへ要望活動を行っているということでございます。

実質、それ以外のところで申し上げますと、所管をしておりましたのは益田県土であったりしますので、そちらのほうへ担当の課長が出向いて、要望活動等をする場合もございます。

これは今年度、令和5年度の要望書、これコピーでございますが、こうした製本をさせていただいて、先ほど申し上げました島根県の関係部署のほうへ両町の首長、それから両町の議長、それから担当課の課長、こうしたメンバーで毎年出向いて要望活動を行っているということでございます。

少し令和5年度の具体的な要望内容について御紹介を差し上げたいと思いますが、まず県道の関係の整備でございます。

令和5年度で具体的な内容として要望いたしましたのは、主に拡幅等の道路改良に関する要望でございまして、吉賀町に関係するところで申し上げますと、主要地方道の吉賀匹見線、これは市町境付近の未改良区間でございます。

それから、同じく主要地方道、六日市錦線、これは県境付近の未改良区間でございます。

それから、一般県道の須川吉賀線、これは星坂工区であります。同じく一般県道の柿木山口線につきましては、中河内工区でございます。

それから歩道設置に関する要望、これは交通安全施設の要望になりますが、これで申し上げますと、一般国道187号線の大野原工区、主要地方道で申し上げますと、六日市錦線の九郎原工区と同じく主要地方道の新南陽津和野線、柿木から坂本区間であります。

それから、県道の冠水地区の整備をお願いしております、これは主要地方道、鹿野吉賀線の蓼野工区でございます。ちょうど中国縦貫道と県道が交差をしているこうした部分でございます。

また吉賀町と益田市とで組織しております「主要地方道吉賀匹見線改良整備促進期成同盟会」においても、吉賀匹見線の整備促進に関して、島根県へ要望しておるところでございます。

そのほか今回の御質問にはございませんでしたが、国道9号のこれは神田から枕瀬間におきます事前通行規制区間の解消に関する要望、それから山陰道の早期全線開通に関する要望等、関係機関に対しまして国、県、それから県選出の国会議員の先生方のほうへ、年間を通して、主には春、夏、秋、こうしたタイミングで要望活動を行わせていただいております。

令和6年度も同じような要望をさせていただきますが、大きくインフラの改善が行われております

ませんので、おおむね同じような内容で令和6年度も要望活動させていただくことになるのではないかと思います。

後段で申し上げました一般国道9号、それから山陰道の関係でございますが、残念ながら当町とは直接的に沿線自治体ではございませんが、やはり国道9号の整備であったり、それから山陰道につきましても、やはりこここのミッシングリンクの解消であったり整備が進みますと、吉賀町の皆さん的生活あるいは経済面において、大変に大きな効果があるというふうに私も考えておりますので、こうした要望活動には欠かすことなく同伴をさせていただいているという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 分かりました。ありがとうございます。

では、5つ目の質問に入らせていただきます。

ちょうど2年前、先ほども言いましたが、令和4年3月定例でこれもまた同じ質問をさせていただいております。第2次吉賀町まちづくり計画のまちづくり委員会の前期の評価、具申の中で、評価の位置にあたる社会環境整備の中で、防災基盤整備、それから歩道、買い物利便性が重要課題に位置する重点改善分野に上げられておりました。これについて、対策、今、2年たっております。その後をどのようにされてきたのか、お聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、まちづくり計画の中における最重要課題に対する対応について、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、防災基盤整備についてでございます。

当然、ハードの部分につきましては、先ほど申し上げましたような要望活動も行って、特に川の関係で申し上げますと、川の浚渫工事を順次、今、県のほうでもやっていただいている、最近では真田のちょうどグラウンドの一帯、それからこの界隈はもう3年前ぐらいにやったと思いますが、今、町内のあちこちで浚渫、いわゆる河床掘削の工事等はしていただいておりますので、これでいくらかハードの面における防災の危険度というのは軽減されているのではないかというふうに思っております。

それから、ソフト面で申し上げますと、平成30年度から住民と行政が一体となりまして、防災活動の重要性の再認識とそれから防災意識の高揚を図ること、さらに災害時における自助、共助、公助の連携により、迅速かつ適切な、的確な対応の構築を目的としたしまして、各小学校区単位、公民館単位になりますが、総合防災訓練を開催をさせていただいております。これも2巡目に、今、入っております。

また、自主防災組織につきましては、各地区での組織化に向け様々な場面を通じて、地域への

働き方を強めて、組織率の向上を図って地域の防災力の向上を目指しているところでございます。

当初、私が就任したときには、もうゼロ%というような状況だったかというふうに思っておりますが、今、それから順次、組織化になって喫緊のところでも数か所の組織率がかなったということでございますので、また機会を見て担当課のほうで出向いて、組織化に向けてお願いもさせていただきたいなというふうに考えております。

次に、歩道の対策についてであります。

先ほども申し上げましたとおり、国道の未整備箇所の解消、それから県道における地元からの要望のあった道路、特に通学路や歩行者の安全確保のために整備が必要となった箇所につきましては、重点的に道路管理者であります島根県へ要望しておるところでございます。

直接的には申し上げましたように、島根県の土木部になりますが、こちらのほうへ要望活動をしております。要望した箇所につきましては、やはり予算の関係もあって、一足飛びにできないというのは、我々も重々承知をしておりますが、そうした中にあって、徐々にそうした事業に取り組んでいただいているということで感謝をしているところでございます。

それから、買い物対策につきましては、商店街の活性化の観点からも、非常に重要な問題と捉えております。しかし、経済的な問題、それから高齢化を問題に廃業される事業者もあり、地域によってはお店がない地域も当然ございます。その地域にお住まいの人にとっては、不便を感じている方もいらっしゃると推察いたします。

現在、産業課において移動販売の運営に要する燃料費の一部を支援したり、社会福祉協議会では買い物ツアーや買い物代行サービスの事業を手がけていただいております。ほかの地域の事例で申し上げますと、公民館を核とした移動販売や福祉の観点から見守りを主とした移動販売等もあるように伺っております。

引き続き、こうした買い物弱者が増えない、そうした関係機関と協議して、対策を講じてまいりたいと思います。

公共交通の観点からは、日常の買い物等の利便性向上のための移動手段として、先ほども少しございましたが、昨年5月から六日市内におきます地域循環線の実証運行も開始をしているというような状況でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 分かりました。

先ほど、歩道に関しての要望も、順次やっていただけるという形で、要望活動はされておるみたいですが、私、何度もお伝えしておりますが、本当インフラとしての歩道整備というのが、お金もかかります、予算のこともございます。その辺をなかなかできない中で要望しておりますというのではなく、何度も言っておりますが、横断歩道。それだけでも違う。民間を活用したその

中で、歩行者区間の整備の中で横断歩道を要望されて、横断歩道を造っていただくというような要望もされることによって、利便性が上がるということも私は感じておりますし、何度もこのことは言っております。

そして、民間地で例えばベンチを置かせていただけるような、幹線道路に接地したような土地に積極的に要望しまして、ベンチを置いていただくような努力ということも私はできると思っております。そういったことを何度も何度も言っておりますが、なかなかかなっておりませんので、今までどういうふうな要望されていたのか、幹線道路、国とか県とかにどういうふうな要望をしておられたのかを先ほどお聞きしました。

併せて同じことになりますが、買い物弱者に対して地域公共交通網形成の遂行とともに、早急に安全を確保した上での先ほど言いましたベンチ等、休憩施設を確保する必要があるのでではということを何度も言っております。

交通災害、残念ながら以前ございましたが、交通災害を防ぐ観点からも、防災基盤、歩道、そして横断歩道、そういう買い物利用性を考えた上での整備をしっかりと訴えていただいて、地域公共交通網形成について、優先順位をつけた具体的かつ明確な目標を設定するというのが留意点の中にもありますので、目標をしっかりと設定されて速やかにそういうことをすることをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

2番目の大枠、当町における商工業振興についてであります。

1つ目が、施政方針で職場環境の充実を図る中、イクボス宣言を謳い、町内企業団体にも広がっていくことを期待しているとありました。この活動を、先ほど午前中に先輩議員の質問の中にもございましたので、併せて答弁が同じになることがあるかもしれません、この活動を町内企業等に□□□啓発活動をしているのか、またされた実績やそういったことをされた担当課等ございましたら、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2つ目の大きい質問でございますが、商工業振興についてということで、まず1点目のイクボス宣言についてお答えをしたいと思います。

先ほど、ほかの議員さんのところでもお答えをしております。重複になろうかと思いますが、その点、お許しをいただきたいと思います。

令和3年に町長、副町長をはじめ、管理職員全員がイクボス宣言に署名をして以降、常に職場において、特に働く職員のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる管理職となるよう努力し、イクボス宣言という見える形で行政において、働きやすい職場環境を整えることによって職場環境の充実を図っております。

第3次の男女共同参画計画のワーク・ライフ・バランスの推進の中で、仕事と生活の調和を図るための制度を利用できる風土を醸成することを目標としております。担当課は税務住民課でございます。啓発活動といたしましては、男女共同参画計画のダイジェスト版やパンフレットを作成して配布をさせていただいておりまして、これに留まっているという状況かも分かりませんが、まだまだ十分な啓発活動にはなっていないというふうに考えております。

企業等に対しましては、実際に行政の取り組みを見ていただき、働く人が仕事と私生活を楽しみながら、企業の業績も上げることができることを実感をしていただきまして、この取り組みに賛同していただければと考えているところでございます。

私のイクボス宣言5つありますて、5点目がまさに公のところでイクボス宣言をしました。あとはこれを庁内に広めていきますというような目標が私自身もあります。ほかの議員さんのところで申し上げました、これがまだまだできていないということだろうと思います。

いろいろなところにお招きをいただいて挨拶をする機会がございますので、そうした事業所、タイミングのいいときには、そのイクボス宣言のお話をさせていただいたり、男女雇用機会のその均等のことともお話をさせていただいたりして、周知には取り組んではおりますが、まだまだ実として行政以外のところで、企業様のほうでそうした宣言をしていただいているのではないかというふうに我々承知しておりますので、しっかりとこれからも□□活動を含めて、頑張ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） では、2つ目の質問に入らさせていただきます。

現在、当町において、商工業者、商工振興に関する担当課はどこか、1つなのか、2つなのか、3つなのか、その辺、併せまして、教えていただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、担当課のことについてでございます。

商工業者、商工振興に関する担当課ということでございます。現在、商工は産業課、それから観光及び誘致企業に関することや雇用等につきましては、企画課が担っておりまして、産業課と企画課で当然のことございますが、連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。商工に関しては産業課、観光、誘致企業、雇用には企画課、そして先ほどのイクボス宣言の関係については、税務住民課。この3つをまたぐ、しかも庁舎が別のところにある産業課と企画課、税務住民課というようなところで、連携をしっかり図っておられるのかもしれません、なかなかそうは見えておりません。

やはり先輩議員が先ほど言われましたが、いろんなところで商工に対しての支援を拡充すると

いうところを考えた上では、後段でも言いますが、いろんな方法を考えていただくように、私も先ほどイクボス宣言について、税務住民課さんが担当しておられるというのが、分かっておりませんでしたので、ちょっと驚きました。3課に渡っているという印象を受けております。商工、いわゆるそういう経済活動をする部分に対して、雇用に関しても、イクボス宣言に関しては関係が深いところになりますので、感じましたので、一言申し述べさせていただきます。

3つ目の質問です。新型コロナウイルス感染法上の位置づけが5類に移行しました。

経済活動の回復が見込まれる中ではありますが、物価高騰等のいろいろな要因により、それ以降も町内では、既に数件、私が把握していない部分もありますので、数件の廃業がありますが、町長、この辺に関しまして、どのようにお考えかお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 現在の町内の状況についての考えは、ということでございます。

このことにつきましては、施政方針でも触れさせていただいておりますけど、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが、昨年の5月の連休明けから5類に移行して、取り扱い上につきましては若干緩和をされたということでございます。

経済活動の復調の兆しが見られ、日経平均の株価、史上初めて4万円を超えるなど国内的には非常に好景気に沸いておりますが、一方、吉賀町内に目を向けてみると、なかなかそうした恩恵を受けているとは、非常に言い難く、物価高騰の影響が町内事業者の経営に大きな影響を及ぼしていると、認識せざるを得ない状況でございます。

これまで商工会と協議しながら、様々な支援策を打ち出しているところでございます。残念ながら、廃業される方がいらっしゃるのも事実であります。その要因は様々あろうかと思います。一言では言い尽くせないような事情があるわけでございまして、そうしたことでも商工会、あるいは事業者の方から、担当課、あるいは私のほうにも届いているところでございます。

また、空き家となった店舗も依然としてございまして、飲食店が、商店街は地域の買い物拠点であるだけでなく、にぎわいやまちづくりにおいても、重要な位置を占めていると認識しております。

しかし、消費者の動向も近年さま変わりしつつあり、ネット環境の普及やコンビニ、戸別の食料品宅配の利用等、一昔前に比べると、利用する側としては、選択肢が増えてきた状況ともなっております。

今後においても、少子化に伴い、人口の維持、拡大がさらに難しくなると予想されます。今年度プレミアム商品券も引き続き予算計上しておりますが、地域の活性化については、関係者が一体となって取り組んでいきたいと思います。

先般、2月のところで、議会と商工会さんとの意見交換会が行われたというふうに伺っております。

ます。そのときの商工会さんのほうが提供された資料を、私も拝見をさせていただきました。本当、大変厳しい状況というのは、手に取るように分かるわけでございます。

こうしたことを、我々もしっかりと捉えた上で、コロナの関係はいろいろなことで、支援策、経済対策をさせていただきましたが、とにかくもう5類になって国からの支援金もないという状況の中で、大変厳しい状況がありますので、これとは違う切り口で、地場産業、商工業を支援することを、関係者と一緒に協議をさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 分かりました。今の答弁の中で、これまでとは違うことも考えてということをお聞きして、少し安心といいますか、期待をしておりますが、施政方針の中に、経済対策を行ってきましたが、言葉尻を取るような形になって申し訳ないんですけど、引き続き関係機関との連絡を密にし、町内における経済状況を注視してまいりたいと思います、と書いてあります。

この「引き続き」が、私は疑問に思いました。先ほど町長の中からも御案内ございましたが、商工会とのヒアリングが、吉賀町の経済委員会と商工会のほうとの懇談会がございました。

私はその場に出席させていただきましたが、商工業者としての参加になりました。そのときに、いろいろと意見がございまして、ある入札指名に関して、異議といいますか、質問がございました。

その中で出てきたのは、商工振興計画の中、商工振興条例の中にある町の責務が守られてないというところが、議題というか、話に上がってきました。

ここを考えますと、引き続きではなく、新たにしっかりと、今まで以上にといいますか、連携を取るために、密に関わることが必要なのではないのか、入札の関係はちょっと課が違いましたんで、この担当課とも全然違う課でしたんですが、やはり全局的に、この商工振興計画を意識されるような職員さん、みんなこれを共有していただく形を考えてやっていただくためには、次の質問に移らせてもらいますが、やっていただくためには、やはりこの地域の経済を、いわゆる破綻するのではないか、危機感を抱いていると、前段に書かせていただいております。

基幹産業である農林業のための6次産業化を実現する観点からも、商工業振興においては、担当課の一本化、担当課の新設、または専任の拡充を図り、商工業振興計画の町の責務である政策を総合的かつ計画的に実施する必要があると考えております。町長、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 担当課の新設・一本化をしてはどうかというような御提案でございます。

現在、農林商工の担当課が産業課となっておりまして、それぞれ担当者を配置をして、課題解決に向けて取り組んでいるところでございます。地域経済の活性化につきましては、人口の高齢化や減少問題など、様々な要因が複合的に絡み合っておりまして、町全体で取り組む必要があると考えております。

議員御提案の担当課の新設、あるいは一本化、そして専従の配置につきましては、先ほど7番議員のときにも述べたところでございますが、組織機構・人事管理適正化委員会の中で、現在鋭意協議しているところでございますので、少し職員レベルのところで、協議をさせていただいて、そうしたことについての方向性もしていきたいなというふうに思っております。

そうしたことによって、組織全体の機構改革の検討を行っていきたいというふうに思っております。

先ほど、商工の関係でいうと、企画と産業課と、それから税務住民課という話もございました。とりわけ税務住民課で言いますと、確かにイクボスを含めた、男女共同参画というやっぱり人づくりであったり、そうした町のあり方のお話でございますので、これは商工ということに限らず、これは農林業もそうでございます。そうしたことが全般にかかる、あるいは社協をはじめ、JAさんとか、そうした団体も含めた中でございますので、これを全て、商工とか、そこへ含めてというのは、少し意味合いが違うかなと思っておりますが、いずれにしても、そうしたところも、やはり商工に関係するということで、御理解をいただきたいと思います。

それから、商工振興計画でございます。職員のところで共有しているのは事実でございます。であるからこそ、入札においては、いろいろな場面で議員さんのほうからありますが、地元の業者の皆さんを第一優先に指名ができるような方法を考えているわけでございます。入札指名審査会が月に1回ありますが、各原課のほうから、今回の業務委託、今回の工事についての、いわゆる意向が上がっていきます。

そのときの、一般競争入札はまた別なんですが、指名競争入札に当たっては、必ず第一義的には、町内の皆さんに発注するようなことができないかということで、まず一番初めに考え、それがかなわない場合には、少しずつエリアを広げる、鹿足郡内、益田エリア、それから島根県の西部、島根県全体、それが無理な場合は、今度は中国管内。

これは仕方ないところでございますが、一番に考えるのは、町内業者の皆さんに受注の機会を担保しなければならないということでございますので、それを忘れたことは一回もございません。

それから予算査定の際にも、今回も当初予算、かなり金額を上程させていただいておりますが、こうした発注の関係の予算につきましても、町内で発注できる方法の中で、予算を確保させていただいておるつもりでございます。そこはぜひ御理解をいただきたいと思います。

町の責務に、この計画にも、基本理念に基づいて中小、小規模企業の振興に関する施策を総合

的かつ計画に実施することということで、現状の課題と2つの整理をさせていただいて、それからそれに基づいた方針を数項目、さらには重点施策ということで数項目定めておりますが、その基本にあるのは、あくまで地元のこの吉賀町内の法人の皆さん、企業の皆さんをどういう形でやはり救っていくかということが源流にもあるわけでもございますので、そのことは忘れずにこれからも対策を講じていきたいと思います。

ただ商工で限って言いますと、商工会さんとの意見疎通、意思疎通が図れる場面が少ないので分かりません。とりわけこの間は、コロナの関係がありましたので、担当課と商工会の事務方の皆さん、あるいは会長さんを含めてお話をされる機会はあったかと思いますが、こうしてコロナが少し落ち着いて、とはいしながらも大変厳しい状況でございますので、また行政と商工会の皆さんと意見交換、ディスカッションする機会につきましては、やはり回数を重ねていかなければならないように考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ありがとうございます。先ほども申しましたが、引き続きではなく、新たに考えを持っていただきまして、先ほど新しい課をつくったらという提案もさせていただきましたが、担当者の拡充、そういうことも考えて、改めて密に商工業者との関係を持っていただいて、この地域の経済を支えているのは商工業者でありますんで、もっと密にしていただけで、政策に関しても協働で行っていくということも併せて考えて、行政をやっていただけたらと思います。

どうかお願ひいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、2番、村上議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午後2時56分休憩

午後3時05分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

6番目の通告者、8番、大庭議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 私は、ゆ・ら・らを民間委託に、と表題にあるんですけど、民間委託ではなくて、指定管理をなくしてというのを入れたほうが、みんなに分かりやすいかなと思いますんで、指定管理をなくして民間委託を、という意味でございます。

数多くある指定管理の中で、ゆ・ら・らが指定管理料で賄われていますが、他の施設と比べ、規模感が違うとはいえ、かなりの金額が投入されており、小さな町でかなりの負担になっている

と思われます。

健康管理と観光に一役買っていると言われ、多少はあるかもしません。しかし町がそこまで担う余裕がなく必要もありません。町の人口は今後も減り、ゆ・ら・らの施設も老朽化してくる中、ますます負担になってくると思います。今のうちに経営を誰かに委ねて、町は身を引くべきだと思います。もっと違う方面に力を注ぐべきでは。

誰も引き取り手がないと思われれば、無償にしてでもすべきだと思います。民間に任すと指定管理でないし、経営もまた違った観点で発想もして、頑張ってくれるのではないかと思います。

指定管理が数多くある中で、今度病院も新たに入りました。今、指定管理料が一番多いのが、ゆ・ら・らということになっております。それに今度、よしか病院が入ると、まだよしか病院の職員の給与なんかは含まれてないと思うんですけど、億近い単位のお金がいると思うし、よしか病院も莫大な金がいると思います。

そういう中で、ゆ・ら・らは、何で指定管理にせねばならないかと疑問に思います。

また今、ゆ・ら・らのみんなの感想文というなんか、そういうのを見ますと、かなり評判がいいんです。ゆ・ら・らの評価が。食事がうまいし、食べ物もたくさんあり、食べ切れないほどある。また施設もかなり古いけど、掃除も行き届いているという、そういう評価がたくさんあります。

ただ一つ、「私のお母さんが一緒に泊まったんですけど、洋式の部屋がなく和室にしたんですけど、そこに椅子がなくて、ちょっと不便を感じました。それは不満です。そのほかは大変満足しました。」というふうに、かなり評判がいいと、これは多分職員が大変な努力をしているからだと思います。またフロントも優しく丁寧がありました。そういうふうに、ゆ・ら・らの中身に関してはものすごくいいものであるが、やはり指定管理であるということは、やっぱり町がお金をどんどん出さねばならないし、また今後も町税はどんどん減ってくるのに指定管理料はますます増えてくると思います。そこら辺でどういうふうに町長は思われるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大庭議員からのゆ・ら・らを指定管理でなくて民間委託にということについて、お答えをしたいと思います。

まず、むいかいち温泉ゆ・ら・らの施設について概略を改めて申し上げたいと思います。むいかいち温泉ゆ・ら・らは平成12年、2000年の5月に洋室タイプの宿泊室、レストラン、大浴場、プールといった現在も核となる施設でオープンいたしまして、平成14年、2002年に現在、宴会場で使用されております建物を増築いたしました。その後、平成18年、2006年には和室タイプの宿泊室と研修室を増築をいたしました。大改修につきましてはチップボイラーの導入、ろ過器ろ材の更新、空調設備などの改修によるZEB化といった、利用者側から見たリニューアル觀には乏しい設備面の改修がその大半を占めております。

平成27年からモニュメント公園を澄川喜一記念公園彫刻の道に改修する事業をはじめ、UEBEビエンナーレ入選作品等の設置を行って、平成29年に澄川先生の作品も設置をしたということでございます。

次に、むいかいち温泉ゆ・ら・らの運営について概略を申し上げておきたいと思います。

オープン当時は株式会社六日市振興が業務委託を受託、そして管理をいたしまして、平成18年4月から平成21年3月までは同社が指定管理者として管理しておりました。その後、指定管理者として株式会社休暇村サービスが平成21年4月から9年8か月、株式会社サンエムが平成30年12月からの4か月、そして平成31年4月から現在の指定管理者であります株式会社郷里が管理をしております。また、プールの運営でございますが、これにつきましては平成30年11月の株式会社休暇村サービスが撤退したときから中止をしているところでございます。

オープンしてから約25年が経過するむいかいち温泉ゆ・ら・らでございますが、町外からの利用者も多く、集客力のある施設であり、必要不可欠な施設であると考えております。吉賀町公共施設等総合管理計画の個別施設計画におけるむいかいち温泉ゆ・ら・らの取り扱いでございますが、基本的な方針といたしましては継続使用、いわゆる存続、目標使用年数につきましては、これは建築年からで言いますから60年で2059年まで、更新等の必要性については長寿命化、さらに保全計画等については目標使用年数までは適正な維持管理を図り、予防保全工事期間は20年を目安とするというような内容でございます。

現在、むいかいち温泉ゆ・ら・らを含む観光施設は指定管理者制度を活用しております。指定管理者制度は多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、サービスの向上と経費の縮減を図るために導入されたもので、民間の発想で経営をしていただくことは指定管理者制度の趣旨から可能であると考えております。12月議会において可決していただいた指定管理業者の方々に、次期管理期間の確実な運営を期待しているところでございます。なお、先般の議会においても観光施設全体の見直しはしていかなければならないとお伝えさせていただいたところです。見直しの具体的な進め方につきましてはこれからとなりますが、その見直しの中で個々の施設についての方向性も出てくることになろうかと思います。しかしながら、現段階でむいかいち温泉ゆ・ら・らに限ったことではなく、特定の施設について民間譲渡するといった案は持ち合わせておりません。

ゆ・ら・らの具体的なお話もございまして、非常に評判がいいということでございます。私もいろいろな方面からお聞きをしております。コロナの関係で本当に心配をしておりましたが、やはりその間も営業活動をしていただき、コロナが昨年の連休明けからは5類に緩和されたということを手伝って、非常に今、日帰りの温泉客、入浴の方、それから宿泊の方も非常に多くなっているということで、逆になかなか宿泊は取れないというような、それに関する苦情もいただい

ているような状況でございます。間違いなくフロントでのサービスであったり、接遇であったり、施設の清掃も含めて非常に御利用いただく皆さんに、いい環境の中でゆっくりできるということで、お褒めをいただいているものだというふうに思っております。そうしたことでもございまして、非常に今好評を得ている施設でもございます。吉賀町で一番大きな誘客施設、観光施設でもございますので、ぜひ新しいまた指定管理のところで頑張っていただきたいなというふうに思っております。

お話の中で、よしか病院に対する指定管理のお話もございました。利用代行性でございますので、それには委託料の中には人件費が含まれてないんだろうというお話もございましたが、そうではございませんで、利用代行性でございますから、医業収益については町のほうへ一旦いただいて、こうしたことを含めて今度は費用、コストについてはよしか病院のほうへ管理料として差し上げるということでございますので、その中で全てを賄っていただくというつくりになっているということを申し上げておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、よしか病院のことが出ましたけど、よしか病院はまだ出発したばかりで、いろんなことが今から出てくると思います。また、指定管理料も多分今のままでは足りないと思いますし、上がってくると思います。そういう中で、MR Iとか、受診科目も減らして、なるべくスリムにしてというのをやってスタートしたのであって、夜間救急もないで、町民は非常に不安に思っております。そういう中で、よしか病院には我慢というのはちょっと言い方が悪いんですけど、そういう節約をし、ゆ・ら・らに対してはどんどん指定管理料も増えてくると思うので、そこら辺がすごく私はおかしいなと思うんです。今後も指定管理を外すつもりはないと言われたんですけど今後10年、20年ずっとできるのかと、それを私は非常に不安に思います。ほかの施設もそうですけど、とてもではないがやっていけないと思います。そこら辺のことをもう一度お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まずよしか病院のことでございますが、これはあくまで医療と介護をシームレスにつないでいくという継続していくというのが大命題でございましたので、本当に限られた時間ではございましたが昨年の12月の議会の最終日のところでこれに係る議案を上程をさせていただいて、議決をいただいて、本当に限られた時間の中で準備をさせていただいて、3月1日を迎えて再スタートを切ったということでございます。あくまで事業、医療・介護を当然つなぐということでございますが、その一方では経営を安定をさせていく、町の持ち出しを極力少なくて、いわゆるその本丸は吉賀町を破綻させないということですから、そのために今回のような手法をとったということでございます。コストダウンできるところはしっかりとコストダ

ウンをして、そうした中で与えられた環境の中で町民の皆さん、あるいは周辺の住民の皆さんに医療と介護を提供させていただくということで今進んでおりますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

そうした一方で、今度はゆ・ら・らのほうは指定管理料がどんどん上がっていくということでございますが、これも同じでございまして、やはりその物価高騰とかそうしたものをしっかり精査をさせていただいて、現状の中で指定管理料としていくばくかのものが適切であるかということを整理をさせていただいて金額を弾き、それをもってこれも議会のほうで議決をいただいたということでございます。よしか病院もそれからゆ・ら・らのほうも指定管理料の算出の方法は全く同じでございます。与えられた条件が当然違いますから、その試算の内容は当然違いますが、指定管理料の考え方は全く同じでございます。結果的にその金額的な差異が出ているということでございますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

それから、こうした大きい施設等で将来的にはそれは無理なんだという話でございますが、無理ではいけないわけでございますので、これをいかようにして継続をしていくかということがやはり必要になってまいります。そのことをしっかり関係者で行政も含めて協議を行いながら、施設が継続できるように考えていかなければならぬというふうに思っております。とは言ひながらも、吉賀町は町としての計画として総合管理計画を持ち、そして個別施設計画も持っておりますので、これと対比をしながら、ローリングをかけながら、施設のあり方については当然考えていかなければならない案件だというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 当然そう言われるでしょうと思いますけど、ただ10年、20年先にどうするかということを、まあ具体的にはまだ町としても持っていないと思うんですけど、やはりこれは計画しておかないと、絶対に10年、20年先には必ず出てくる問題だと思いますので、その辺のことは是非ともよろしくお願ひします。この辺で何か町長ありましたらお願ひします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 貴重な御指摘でございます。私も危機感を持っていないわけではございません。特に、最近の新聞を見ますと、喫緊で昨日今日のところでそうした指定管理絡みの中国管内の窮状が記事に出ておりますので、本当、他人事ではございません。近くで申し上げますと、まずは島根県浜田市の旧旭町でございますが、インターチェンジの近くに、「まんてん」という物販兼レジャー施設がございます。ここは以前、社会復帰促進センターですか、これができたときにやはりその地域を活性化をしていかなければならぬというお題目で、これはあの設備を整備をされて、これを指定管理として営業しておられました。私も1回だけ行ったことがあります。

非常にあそこで売られる農産物であったり加工品が人気があるということと、お隣に神楽の売店があるんです、神楽殿が。ですから神楽どころでありますから、そうした山陽方面から高速を使ってインターを降りて、インターで降りたすぐ隣です。非常にアクセスもいいということで、皆さんがそこに立ち寄られて神楽を見て、そしてゆっくり時間を過ごしてまた帰られるということで、非常に好評を博しておったということですが、これを指定管理として行っておられましたのは地元の事業者、それから当時のJAいわみ中央が出資をした（株）未来販売堂という指定管理団体でございます。これがこのコロナもあって行き詰ったということで、今回その施設を休場するというのが新聞に一つ出ました。

それからもう一つお隣で言いますと廿日市になりますけど、吉和にあります「魅惑の里」、行った方もいらっしゃるかと思います。私も行ったことがあります、これも非常にすばらしい施設でございまして、これも結局休場をやはり回避できないということで、これは廿日市のほうが民間のほうへ譲渡されました。譲渡先は廿日市市内にあります酒造会社のようでございまして、これを譲渡されたと、有償譲渡なんですがされたということでございます。ただその施設を整備するときに、国の補助金、県の補助金をいただいておったので、それを整理をしなければならないということで、その補助金の返還をするための予算を計上したというのが今回のこの廿日市市の当初予算の中で計上されたという記事でございます。

ですから、もうこの近くででも、こうした事態が起こっているということでございます。まだまだたくさんあろうかと思います。万やむを得ず廃業されてその施設を解体撤去したというところも当然あります。こうした状況があるんですが、とりわけゆ・ら・らで申し上げますと、非常にこの今好評を博しているということ。本当指定管理の方が本当にいろいろな形で頑張っていただいて、現状をどうにか維持をしていただいておりますので、そこに多いに期待をしておりまし、頑張っていただきたいと思っております。

そうは言いながらも、これがいつまで続くかということもあるわけでございますので、我々といたしましては常に危機感を持って、指定管理お願いをしたからこれでもういいんだということは当然ございません。ほかの指定管理の施設もそうでございますが担当課と常に情報を共有しながら、情報交換しながら、時の状況をしっかりと見定めて必要な時には軌道修正をしたり、こうしたことを対応していくかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） いろいろありがとうございました。

一つ申し上げますけど、指定管理をずっと続けるからにはやはり住民の不満とかそういうものも吸収してやっていかなければならぬと思います。また私ども障がい者にもゆ・ら・らに入れよう中身にしてもらいたいと思います。今ちょっと、ゆ・ら・らには入れない、そういうこ

ともあります。また病院もなくなつてはいけないし、ゆ・ら・らもあつたほうがいいとは思います。ただお金をあんまりつぎ込まないようにということは思つております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、8番、大庭議員の質問は終わりました。

---

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦労でございました。

午後3時31分散会

---